

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 7 年 3 月

福 祉 基 盤 課

目 次

重点事項		頁
1	社会福祉法人制度等について	2
2	(1)災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チーム(DWAT)について	8
	(2)社会福祉施設等の被災状況の把握について	8
	(3)福祉サービス第三者評価事業等について	9
3	独立行政法人福祉医療機構における優遇融資について	9
連絡事項		頁
第1 社会福祉法人制度等について		
1	社会福祉連携推進法人制度について	11
2	社会福祉法人制度の運営について	14
3	その他	21
第2 社会福祉施設等の防災・減災対策等について		
1	災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム(DWAT)の配置について	24
2	社会福祉施設等の被災状況の把握について	27
3	社会福祉施設等の防災・減災対策について	28
4	社会福祉施設等の耐震化の推進について	29
5	社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について	30
第3 社会福祉施設等の運営等について		
1	福祉サービス第三者評価事業について	31
2	福祉サービスに関する苦情解決の取組について	32
3	福祉サービスの質の向上に向けた取組について	32

第4 感染症の予防対策について

1 インフルエンザ等への予防対策について	33
2 新型インフルエンザ等対策特別措置法における優先接種(予防接種)対象事業者の登録に向けた対応について	33
3 ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について	34

第5 独立行政法人福祉医療機構について

1 福祉貸付事業について	36
2 福祉医療経営指導[経営サポート]事業について	38
3 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について	42
4 福祉保健医療情報サービス(WAM NET)事業について	44
5 社会福祉振興助成事業について	46

参考資料

1 社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム 2025年度 運用スケジュール(全体イメージ)	48
2 所轄庁における会計専門家の活用状況等について	48
3 指導監査における、特に頻出する指摘事例	49
4 地域協議会の設置状況等について	50
5 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 2025年度 運用スケジュール(全体イメージ)	51
6 現況報告書等の集約結果について	51
7 海外事業を実施する社会福祉法人等へのモニタリングの実施について	53
8 第三者評価の都道府県別等の受審数等	58
9 都道府県運営適正化委員会における苦情受付件数	61

重 点 事 項

1 社会福祉法人制度等について

(1) 現状・課題

- 社会福祉法人については、公益性・非営利性の高い法人であることから、税を含む各般の優遇措置が設けられており、少子高齢化や人口減少など、人口動態や地域の福祉ニーズ等が変化していく中で、平成28年の社会福祉法人制度改革を踏まえ、経営組織のガバナンスの確保や事業運営の透明性の向上等の取組を通じ、国民に対する説明責任を果たすとともに、一層地域社会に貢献していくことが求められている。
- 介護サービス市場において人材確保が困難となる中、安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、協働化・大規模化等による経営改善の取組が必要。こうした状況も踏まえ、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として、令和4年4月から施行された「社会福祉連携推進法人制度」の活用も検討しつつ、社会環境の変化に対応した事業展開を適切に進めていく必要がある。

(2) 令和7年度の取組

- 社会福祉法人が経営基盤を強化し、地域の中核的存在として良質かつ適切な福祉サービスの提供を行っていくため、社会福祉連携推進法人制度や予算事業の「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」等を含めた連携・協働策について、有効な活用に至るよう、各地の先行している実践事例の発信等により一層推進する。

(3) 依頼・連絡事項

【1. 社会福祉連携推進法人関係】

- 社会福祉連携推進法人制度について、管内の福祉サービスの状況も踏まえつつ、社会福祉法人が活用できるよう、関係者への制度及び先行している実践事例の周知にご協力をお願いするとともに、円滑に管内関係者からの設立相談や申請を受け付けられるよう、引き続き庁内体制の整備をお願いしたい。
- 複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、地域貢献事業を試行するための補助を行う「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」について令和7年度予算案に計上するとともに、法人間連携のきっかけづくりとして区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催経費や社会福祉連携推進法人による先駆的な連携推進業務への助成など設立を支援するための補助を行う「社会福祉法人の連携・協働支援事業」について令和6年度補正予算に計上したので、関係者への周知をお願いしたい。これらの施策の活用を通じて、法人の希望に応じた連携を支援できるよう、引き続き推進いただきたい。

(3) 依頼・連絡事項

【1. 社会福祉連携推進法人関係】

- 令和5年4月から稼働された「社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム」についてご了解いただくとともに、現に連携推進法人を所管している認定所轄庁においては、連携推進法人の活用が徹底されるよう、引き続きご指導をお願いしたい。

【2. 社会福祉法人制度改革関係】

- 「社会福祉充実計画に基づく取組の適切な実施」、「地域における公益的な取組の一層の推進」、「法人指導監査の適正な実施」など、平成28年社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえた対応を徹底し、社会福祉法人への指導、支援を引き続きお願いしたい。特に、法人運営に課題を抱える法人については、引き続き、法人との対話を通じ、経営状況の把握や事実確認の徹底をお願いする。
- 不適正事案発生（又は疑い）を把握する契機として、形式チェックに止まらない現況報告書等による運営実態の把握も重要である。公認会計士及び税理士（以下「会計専門家」という。）を指導監査や計算書類等の確認に活用することも有効と考えられることから、適切な実態把握及び会計専門家の活用を含めた指導監査等にかかる適切な体制整備をお願いする。
- 法人に対し、可能な限り速やかに社会福祉充実残額の試算を行い、時間的余裕をもって計画内容の検討を行うよう依頼するとともに、計画を策定する法人の手続及び既に策定した計画の変更手続に遺漏のないよう、必要な事務処理及び助言をお願いする。
- 好事例集の周知や地域協議会の活用、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」及び「社会福祉法人の連携・協働支援事業」の推進等による「地域における公益的な取組」を促す環境整備をお願いする。
- 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の運用スケジュールは、計算書類等の届出について、例年同様、9月末を期限とすることを予定していることから、各法人の法定の届出期限（6月末）の遵守及び所轄庁の円滑な確認が行えるよう、適切な指導及び進捗管理に努めていただきたい。併せて、本システムの分析に係る機能についても、積極的な活用をお願いしたい。
- 令和7年度から新たに、福祉医療機構において、合併を検討・希望する社会福祉法人から情報の登録を受け付け、希望する条件に合致する法人同士を引き合わせる社会福祉法人合併支援業務を実施するので、管内で合併を検討している社会福祉法人に対して案内していただくなど積極的な周知をお願いする。

協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ

- 介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、1法人1拠点といった小規模経営について、**協働化・大規模化等による経営改善の取組**が必要。
- こうした経営改善の取組を推進するため、**経営課題への気づき、協働化・大規模化等に向けた検討、協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策**を講じる。
- すべての介護関係者に**協働化・大規模化等の必要性とその方策を認識**してもらえよう、厚生労働省としてあらゆる機会を捉えて、積極的に発信する。
(厚生労働省HP上に特設ページを開設、関係団体への説明・周知依頼、関係団体機関誌等への寄稿、その他各種説明会の実施等)

①「経営課題への気づき」の段階における支援（選択肢の提示）

- 経営課題や施設・事業所の属性別の協働化・大規模化に係る取組例の作成・周知
- 社会福祉連携推進法人の先行事例集の作成・周知
- 都道府県別の社会福祉法人の経営状況の分析・公表・周知
- 各都道府県に順次（R5～）設置されるワンストップ窓口における相談対応（生産性向上の観点から経営改善に向けた取組を支援）
- よろず支援拠点（中小企業・小規模事業者のための経営相談所）や（独）福祉医療機構の経営支援の周知徹底

②「協働化・大規模化等に向けた検討」段階における支援（手続き・留意点の明確化）

- 第三者からの支援・仲介に必要な経費を支出できることの明確化（※1）（合併手続きガイドライン等の改定・周知）
 - 社会福祉法人の合併手続きの明確化（合併手続きガイドライン等の周知）
 - 社会福祉連携推進法人の申請手続きの明確化（マニュアルの作成・周知）
 - 役員の退職慰労金に関するルール（※2）（事務連絡の発出）
- ※1 社会福祉法人において合理性を判断の上支出
※2 社会福祉法人について支給基準の客観性をより高めるために算定過程を見直し、支給基準を変更することは可能

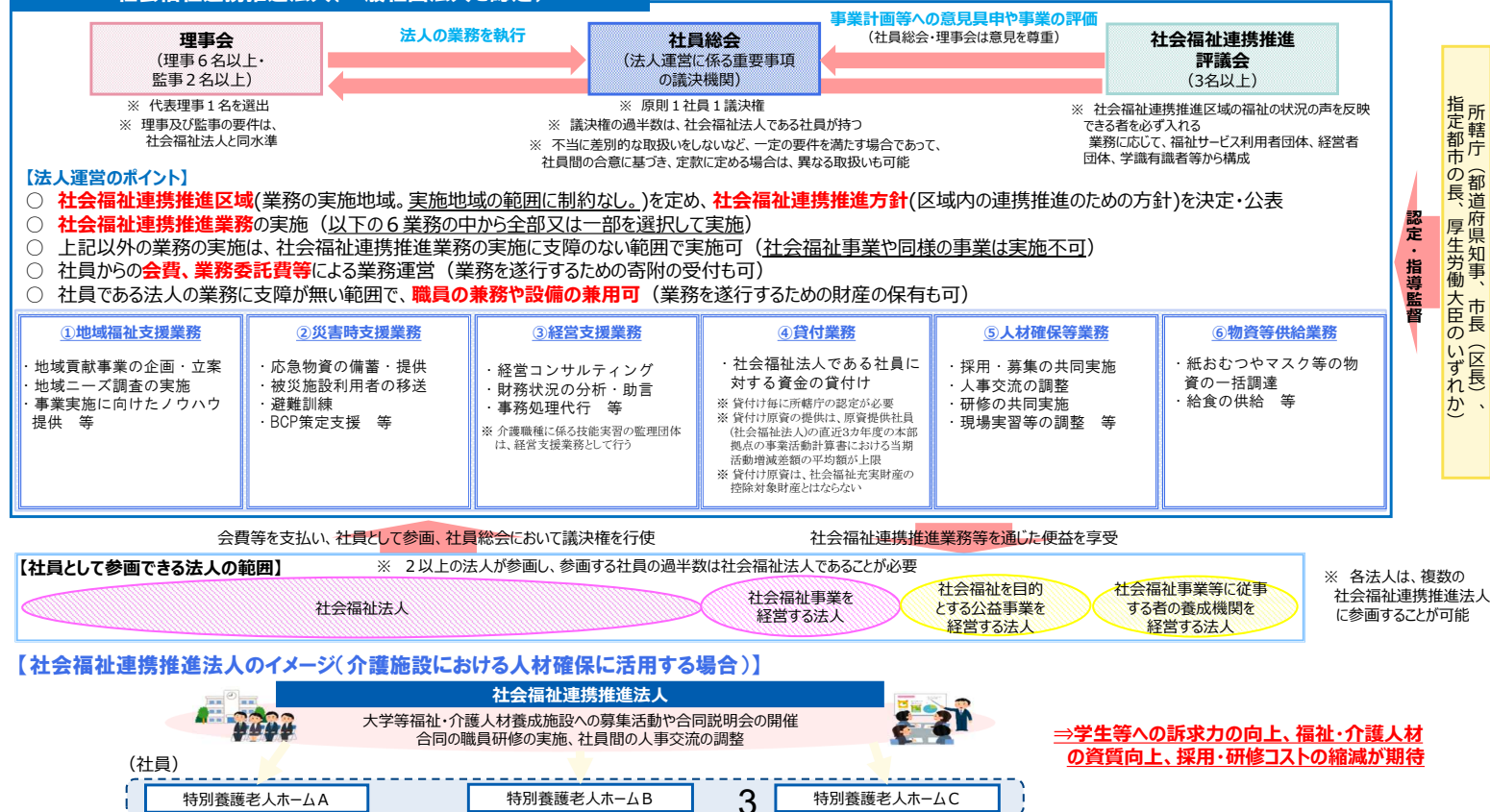
③「協働化・大規模化等の実施」段階における支援（財政支援）

- 小規模法人等のネットワーク化に向けた取組への支援
- 事業者が協働して行う職場環境改善への支援（人材募集、合同研修等の実施、事務処理部門の集約等への支援）
- 社会福祉連携推進法人の立上げに向けた取組への支援
- 社会福祉法人の合併の際に必要な経営資金の優遇融資（（独）福祉医療機構による融資）

社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設し、令和4年4月に施行。
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）

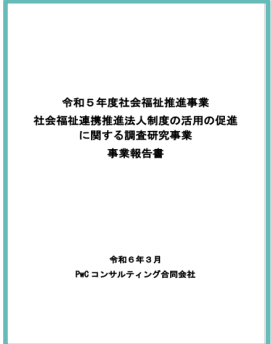


※「社会福祉連携推進法人の認定を行った場合の情報提供について（依頼）」（令和4年3月14日社援基発0314第1号）により、認定所轄庁より情報提供された法人を掲載

社会福祉連携推進法人等の先行事例集・認定申請マニュアルについて

- ✓ 社会福祉連携推進法人や法人間連携プラットフォームを検討している法人等に向けて、令和5年度に、取組の参考となる事例集と社会福祉連携推進法人認定申請マニュアルを作成。
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼。

＜事業報告書＞



令和5年度社会福祉推進事業
社会福祉連携推進法人制度の活用促進
に関する調査研究事業
事業報告書

令和6年3月
PwCコンサルティング合同会社

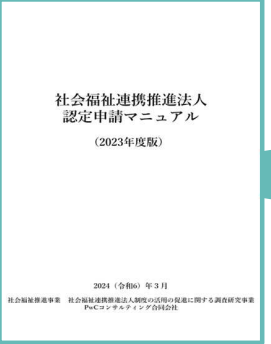
＜事例集＞



社会福祉連携推進法人、
小規模法人のネットワーク化による
協働推進事業
事例集
(2023年度版)

2024（令和6）年3月
社会福祉推進事業 社会福祉連携推進法人制度の活用促進に関する調査研究事業
PwCコンサルティング合同会社

＜認定申請マニュアル＞



社会福祉連携推進法人
認定申請マニュアル
(2023年度版)

2024（令和6）年3月
社会福祉推進事業 社会福祉連携推進法人制度の活用促進に関する調査研究事業
PwCコンサルティング合同会社

事業報告書、事例集、認定申請マニュアル掲載先URL

＜掲載先URL＞
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2024.html>

ホーム＞インサイト＞事例紹介
 ＞令和5年度社会福祉推進事業の実施について

※上記は、本調査研究を実施した PwC コンサルティング合同会社の HP へのリンクです。リンク先には、PwC コンサルティング合同会社が実施した令和5年度社会福祉推進事業が掲載されており、本調査研究の事例集・マニュアルについては、上から3つめの事業に掲載されています。

▼ 事例集掲載事例の例 ▼

リガーレ

- 市内での3法人によるグループ活動が連携の端緒である。その後、活動の中で理事長や職員が議論を重ねることで、理念を共有し、信頼関係を構築することで、連携推進法人設立の機運が加速した。
- 人材確保等業務において統一研修（経験別・階層別研修等）とスーパーバイザーの巡回による社員法人の人材の育成などを実施している。

日の出医療福祉グループ

- 理念を同じくする法人が集まり、より強固に連携して事業展開することが重要であるとし、連携推進法人制度以前より、一般社団法人を設立し活動を続けてきた。
- 経営支援業務において業務のICT化を推進するとともに物資等供給業務においてIT機器の一括購入する、人材確保等業務において特定技能者（介護）の養成・受入を支援している。

あたらしい保育イニシアチブ

- 保育業界をよくしたいというヴィジョンに賛同する団体が幅広く集結し設立した。
- 管理コストをできるだけ削減し、保育そのものに労力をかけられるようにするため、ICT等の導入は必須事項であると考えている。物資等供給業務において、規模が小さい事業者が電子決済システムの活用できるようにするため複数の法人横断での活用を検討している。

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の実施状況

平成28年改正社会福祉法の措置内容

措置状況・評価

平成28年改正社会福祉法の措置内容		措置状況・評価
1. 経営組織のガバナンスの強化	○議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 (注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。	経過措置対象の4,374法人のうち、定数確保済みの法人数 96.6% ※福祉基盤課調べ(令和元年12月1日時点) ※令和2年3月までに選任完了見込み含む
	○役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備	—
	○親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備	—
	○一定規模以上の法人への会計監査人の導入	収益30億円/負債60億円超の法人及び任意の128法人に設置(令和6年4月1日時点現況報告書に基づき福祉基盤課調べ)
2. 事業運営の透明性の向上	○閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大	H29より財務諸表等電子開示システムを運用
	○財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等	財務諸表等電子開示システムによる公表法人 99.7% ※21,024法人/21,086法人(令和6年11月14日時点)
3. 財務規律の強化	○役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等	—(把握している罰則適用事例はない)
	○純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化	社会福祉充実財産総額 3,885億円(前年差221億円減) ※福祉基盤課調べ(令和5年10月1日時点)
	○再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ	社会福祉充実財産発生法人は全体の8.4% ※1,772法人(令和5年10月1日時点福祉基盤課調べ)
4. 地域における公益的な取組を実施する責務	○社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定	地域における公益的な取組の実施に関する現況報告書への記載割合 71.0% ※出典:財務諸表等電子開示システム(令和6年4月1日時点)
5. 行政の関与の在り方	○都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ	H29に指導監査ガイドラインを策定・公表
	○経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備	勧告件数 13件 公表件数 0件 ※出典:福祉行政報告例(令和5年度実績)
	○都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備	H29より財務諸表等電子開示システムを運用 H29より、所轄庁において財務諸表等電子開示システムのデータを集計・分析できるような措置

生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」への期待は、益々高まっている。
- ✓ こうした状況を踏まえ、生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」について、全国の法人の取組の参考となるよう、令和3年度に、各所轄庁から管内の法人の好事例を推薦いただき、好事例集を作成。
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼するとともに、管内の法人の取組状況の引き継ぎの把握等により、「地域における公益的な取組」を一層促進していただくことを依頼。



掲載先URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000920124.pdf>

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉法人制度 > 地域における公益的な取組

掲載事例の例

断らない相談窓口の実践

地域の全世代を対象に、専門職と地域の協力者が生活上の困り事に関する相談を受け、必要に応じて関係機関に繋げる。（栃木県内の事例）

制度の狭間のニーズに対する生活支援

地域の独居高齢者や生活困窮者等に対し、町内有志の応援団により、ゴミ出しや買い物代行、家屋内の掃除等の生活支援を実施。（岡山県内の事例）

生活困窮者等に対する一時居住支援

住居を持たない生活困窮者等に対し、衣食住の提供とともに、就労支援や生活支援等の包括的な支援を行う。（静岡県内の事例）

生きづらさを抱える方への居場所支援

働くことに一歩踏み出せない方、ひきこもりの方が集う居場所として、定期的に施設を開放。（京都府内の事例）

生活困窮者等に対する就労・外出支援

生活困窮者等が就労するための準備的な活動として、法人職員業務の補助者として受け入れる。（埼玉県内の事例）

※ このほか約400事例を掲載。地域の抱える課題との共通点がある事例について、法人の取組のヒントとしていただく。

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

社会・援護局福祉基盤課
(内線2871)

令和7年度当初予算案 3.5億円 (3.5億円 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数))

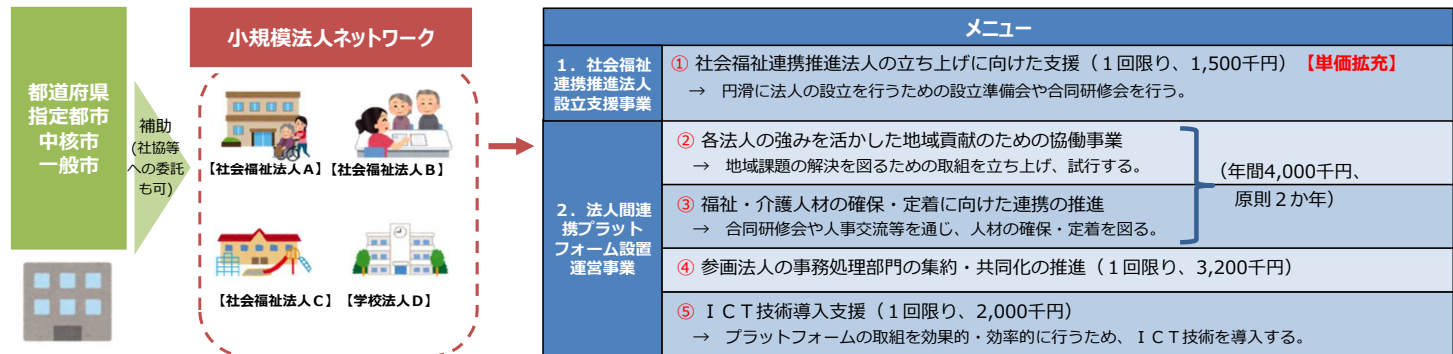
1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制を確保するため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作り(※)も可能。

(※) 令和4年度に創設した事業メニュー「社会福祉連携推進法人設立支援事業」の単価を拡充し、法人の連携・協働化の支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）
- 補助率：定額補助



① 施策の目的

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立や法人間連携を促進する必要がある。本事業では、法人間連携のきっかけづくりに資する取組を支援するとともに、社会福祉連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人の連携・協働を一層促進する。

② 対策の柱との関係

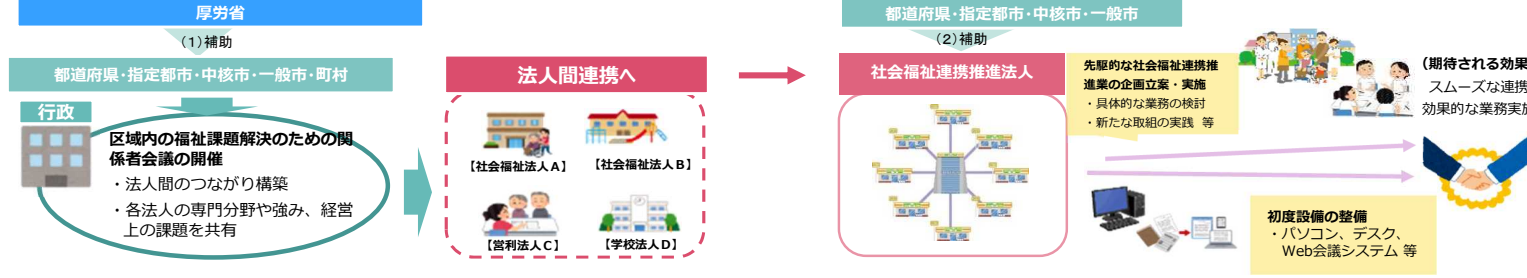
I	II	III
		○

③ 施策の概要

- (1)区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催(1カ所あたり1,000千円)
地方公共団体が主体となり、区域内の福祉課題解決を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議を開催する経費を補助する。
- (2)社会福祉連携推進法人の設立支援の強化
- ①社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援(1回限り、上限1,500千円)
円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会を行う。
- ②先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施(1回限り、上限1,000千円)
社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、先駆的な取組と経営効率化の取組を行う場合に補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○ 補助スキーム:国→都道府県・指定都市・中核市・一般市・町村(定額補助)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉法人の連携・協働を一層促進することにより、地域の福祉ニーズへの対応力を強化し、誰も取り残さない社会の実現に取り組む。

社会福祉法人合併支援業務の概要

- 令和7年度から新たに、福祉医療機構において、合併を検討・希望する社会福祉法人から情報の登録を受け付け、希望する条件に合致する法人同士を引き合わせる社会福祉法人合併支援業務を実施する。
- 令和7年4月1日から、福祉医療機構のホームページに申込フォームを公開し、情報登録の受付を開始する。登録のあった法人の中から、希望する条件に合致する社会福祉法人の紹介を行う(紹介前に両法人間で秘密保持契約を締結し、引き合わせ以降は両法人間で交渉)。



2（1）災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チーム(DWAT)について

（1）現状・課題

- ・ 災害福祉支援ネットワーク及びDWATは全都道府県で構築、配置済みであり、令和6年能登半島地震では全都道府県からDWATが被災地へ派遣されて、避難所で福祉的な支援活動を行った。
- ・ 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループにおいて、在宅避難者や車中泊避難者、また被災施設への支援強化のため、在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応等について、DWATの活動範囲の拡大により対応する必要がある等とりまとめられており、DWATによる被災者支援に対する期待が高まっている。

（2）令和7年度の取組

- ・ 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業を活用し、災害時に迅速に活動できるチーム員の養成・体制の整備、保健医療との連携体制の構築等をさらに進めていく。
- ・ 災害福祉支援ネットワーク中央センター事業では、全国研修やブロック会議の実施を予定しており、都道府県間の広域的な連携体制の構築や初動から対応できる自力執行能力のあるチームの育成、応援・受援体制の構築等を進めていく。
- ・ 第217回国会では、災害対策基本法及び災害救助法の改正案が提出されており、高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携強化を図るとともに、災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」が明記されている。

このため、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成30年5月31日付け社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知）の見直しにより、支援を必要とする被災者に対して、DWATによる支援が可能となる仕組みを構築していく。

（3）依頼・連絡事項

- ・ 令和7年度予算案においては、災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業により、災害福祉支援コーディネーターの配置や、迅速な初動対応を行うために必要な支援等に必要となる予算を計上したので、活用をお願いする。なお、国庫補助の基準単価については、国庫補助協議の際にお示しするのでご了承ください。
- ・ 「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」については、改正次第おって通知するのでご了承ください。

2（2）社会福祉施設等の被災状況の把握について

（1）現状・課題

- ・ 近年、大規模災害が発生する中で、被災の有無に関わらず社会福祉施設等の状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要となっている。このため、令和3年度から災害時情報共有システムを活用し、社会福祉施設等の状況について情報収集するとともに、当該システムの操作に習熟してもらうため、各自治体や社会福祉施設等を対象にした訓練を実施している。

（2）令和7年度の取組

- ・ 災害発生時においては、災害の規模等に応じて災害時情報共有システムを活用し、迅速に社会福祉施設等の状況を把握し、適切な支援につなげていく。
- ・ 引き続き、各自治体や社会福祉施設等を対象にした訓練を実施していくが、令和5年度からの5か年ですべての社会福祉施設及び事業所が訓練に参加する形での実施ではなく、既に周知しているとおり令和7年度までに全市区町村での訓練を完了する予定としている。

（3）依頼・連絡事項

- ・ 災害が発生した際に、迅速に社会福祉施設等が状況報告を行えるよう、改めて管内市町村、社会福祉施設等に対して当該システムについて周知をお願いしたい。また、周知の際には、操作マニュアルや説明動画についても積極にご活用をいただくとともに、災害時に災害時情報共有システムからのメールを受信するメールアドレス等、災害時情報共有システムに登録している情報を定期的に確認いただき、必要な更新をお願いしたい。
- ・ 令和7年度の災害時情報共有システムの訓練について、年度末までに具体的な日程をお示しするが、5月頃と11月頃の2回に分けて実施予定である。管内市町村、社会福祉施設等への事前の周知及び訓練当日の対応について、ご協力をお願いしたい。なお、各自治体が自主的に訓練を行いたい場合も、災害情報の設定など国の方で必要な対応を行うので、適宜ご相談いただきたい。

2（3）福祉サービス第三者評価事業等について

（1）現状・課題

- 「福祉サービス第三者評価事業」は、サービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。
- 社会福祉法第78条第1項では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」と規定している。
- しかしながら、第三者評価の受審状況には、**各都道府県や各施設・サービス、各設置主体でバラツキ**が見られる。

（2）令和7年度の取組

- 引き続き、第三者評価について、都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修の指導者等を対象とした研修の実施等、福祉サービス第三者評価事業の普及や質の向上に取り組んでいく。
- 令和5年度（※）に引き続き、令和6年度においても調査研究事業を実施しており、その結果から社会福祉サービスの質の向上に必要な課題を整理した上で、必要な対応を検討していく。
（※）社会福祉施設サービスの質の向上のための調査研究事業報告書 <https://www.seedplanning.co.jp/works/5563/>
（株）シード・プランニング HP）

（3）依頼・連絡事項

- 福祉サービスの第三者評価を定期的に受審している事業者からは、施設が得意とする分野と不得意とする分野が明確に把握でき、サービスの質の向上に結びついていると評価する声もあることから、**各都道府県においては積極的な受審を促していただきたい。**

3 独立行政法人福祉医療機構における優遇融資について

（1）現状・課題

- 独立行政法人福祉医療機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施している。

（2）令和7年度の取組

- 令和7年度予算案においては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等に掲げられている、保育や介護の受け皿の整備の推進や、国の計画に基づき整備された福祉施設等の老朽化に対応するために必要な資金需要等に対応する貸付原資を確保するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえた優遇融資等を実施する予定。

《貸付条件の見直し内容》

① 新規事項

- 乳児等通園支援事業に係る融資制度の創設
▽貸付対象事業に乳児等通園支援事業を追加する。
- 障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る融資制度の創設
▽入所定員削減に伴う障害者支援施設と一体的に整備する共同生活援助・短期入所事業に対し、融資率を90%とする。
- 社会福祉法人の経営高度化に係る融資条件の優遇措置の拡充
▽合併等一部の取組について償還期間を10年以内、貸付利率を基準金利同率とする。

② 継続事項

- 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置
▽貸付対象事業に乳児等通園支援事業を追加のうえ優遇措置を継続する。

（3）依頼・連絡事項

- 上記について、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いする。

連 絡 事 項

第 1 社会福祉法人制度等について

1 社会福祉連携推進法人制度について

(1) 社会福祉連携推進法人制度の趣旨等について

令和 4 年 4 月から社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）制度が施行され、令和 7 年 1 月 15 日時点で、27 法人が設立された。

連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設したものであり、その設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

この連携推進法人は、2 以上の社会福祉法人が社員として参画し、以下の 6 つの「社会福祉連携推進業務」のうちから、1 つ以上の業務を行うことで設立が可能である。

- ① 地域福祉支援業務
- ② 災害時支援業務
- ③ 経営支援業務
- ④ 貸付業務
- ⑤ 人材確保等業務
- ⑥ 物資等供給業務

今後、少子高齢化や人口減少等により、地域ニーズの変化が見込まれ、法人はこうした変化に的確に対応し、自ら提供する福祉サービスの質を確保しつつ、その経営を持続可能なものとしていくことが求められている中、連携推進法人の枠組みを活用することにより、スケールメリットの導入による経営コストの縮減、法人間のサービス手法・人材育成等のノウハウ共有、地域に不足するサービス資源の創出など、地域ニーズの変化に対応していくための様々な効果が期待できることから、本制度の趣旨等について十分ご理解をいただいた上、地域において有効に活用されるよう、関係者に対する制度及

び先行している実践事例の周知にご協力をいただきたい。

なお、連携推進法人の概要資料や関係通知、認定申請マニュアル、先行事例集等の情報を、厚生労働省ホームページにおいて随時公表しているので、ご参照いただきたい。

<厚生労働省ホームページ>

- ・社会福祉連携推進法人制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

- ・介護施設・事業所の協働化・大規模化

～協働化・大規模化による介護経営の改善に関する政策パッケージ～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kyoudouka.html>

(2) 社会福祉連携推進法人の認定所轄庁の役割について

連携推進法人は、一般社団法人を認定することにより設立されるものであるが、その認定等に係る事務処理については、都道府県等が認定所轄庁としてこれを担うこととなる。

認定所轄庁においては、

- ① 社会福祉連携推進認定及び認定の公示
- ② 定款変更の認可、社会福祉連携推進方針の変更認定、代表理事の選定・解職認可
- ③ 認定の取消、認定取消の公示、認定取消に係る変更登記の嘱託
- ④ 社会福祉連携推進法人に対する指導監査の実施、一時役員・代表理事の選任

などの役割を担うこととなる。上記（１）においてお示しした本制度の趣旨等について十分ご理解をいただいた上、地域において有効に活用されるよう、関係者に対する制度周知にご協力をいただくとともに、管内関係者からの設立相談や申請の円滑な受け付け、的確な事務処理を行うことができるよう、引き続き、庁内における適切な体制の整備をお願いしたい。

また、連携推進法人の立ち上げに当たって、設立準備会や合同研修会の開催経費等の設立に必要となる経費にかかる補助として、「社会福祉連携推進

法人の立ち上げに向けた支援」を、引き続き「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」のメニューとして計上しているほか、同補助金のメニューである「法人間連携プラットフォーム設置運営事業」においては、連携の試行をすることも可能である。

さらに、令和6年度補正予算において、法人間連携のきっかけづくりとして区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催や設立後における連携推進法人の先駆的な連携推進業務への助成など設立を支援するための補助として「社会福祉法人の連携・協働支援事業」を計上したところである。

希望する法人が円滑に連携推進法人を設立できるよう、本補助金の活用の推進など、引き続きの支援をお願いしたい。

なお、現に連携推進法人を所管している認定所轄庁においては、管下の連携推進法人に対する一般監査について、「社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱の制定について」（令和4年12月26日社援発1226第5号厚生労働省社会・援護局長通知）を踏まえつつ、対応に遺漏ないようお願いしたい。

（3）「社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム」について

連携推進法人についても、社会福祉法人と同様、「社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム」を、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）において、令和5年4月1日から運用しており、連携推進法人に係る届出書類等については、「社会福祉連携推進法人の情報の公表等について」（令和4年10月18日社援発1018第4号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、本システムにおいて情報の公表等を行うこととしていることから、引き続き、連携推進法人に対し利用の徹底をお願いする。

なお、福祉医療機構より、現に連携推進法人を所管している認定所轄庁に対して別途連絡しているとおり、本システムの稼働に当たっては、法人基本情報の登録等の事前の手続きが必要であることから、手続きに遺漏ないようお願いするとともに、運用スケジュール【参考資料1】も参照しつつ、適切に進捗管理を図られるようお願いしたい。

2 社会福祉法人制度の運営について

(1) 社会福祉法人制度改革について

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であるため、平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号。以下「平成 28 年改正法」という。）において、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から改正を行ったところである。

こうした改革は、各法人が改革の趣旨を十分に理解し、その取組を着実に実施することで順調に成果を上げていると認識しているが、近年、法人制度を逸脱した行為が報道され問題となっているところ。

報道によれば、法人制度ではそもそも存在しない「経営権」を売買したうえ、多額の法人資産を不適切に流出させ、経営破綻した事例のほか、理事を変更する見返りに金銭の授受があったとして贈収賄の疑いで逮捕された事例、理事長らが法人の資金を横領したとして業務上横領の疑いで逮捕された事例があった。こうした事例は、極めて不適切であり、法人制度への信頼を失墜させる行為である。

こうした事案の再発を防止するため、今一度、管内法人に対し、法人制度改革の趣旨の徹底をお願いするとともに、毎年度提出される計算書類を確認する際や法人内外からの不適切事例に関する情報を得た際には、法人との対話を通じ、経営状況の把握や事実確認の徹底をお願いする。

(2) 法人に対する指導監査の適正な実施について

上記（１）で挙げたような不適切事例への対処に当たっては、所轄庁による日常的な指導や監査が適正に実施されることや、所轄庁の体制整備が極めて重要である。

社会福祉法人の指導監査については、平成 29 年度より、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号、

社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号社会・援護局長等関係局長連名通知。)の別紙「社会福祉法人指導監査実施要綱」(以下「指導監査要綱」という。)により実施している。これは、平成 28 年改正法における経営組織のガバナンス強化等による法人の自主性・自立性を前提とした上で、監査の基準を明確化(ローカルルールの是正)し、指導監査の効率化・重点化を図ったものである。今後、その趣旨を踏まえるとともに、法人から届出される現況報告書等について、形式的な確認にとどめることなく、その内容に踏み込んで確認すること、具体的な内容の通報・告発が続くなど、不適切な運営が疑われる法人に対しては躊躇することなく特別監査の実施を検討すること、また、一般監査について、書面及びリモートによる手法を一部取り入れ、これと実地による確認を組み合わせる等々の手法の柔軟化も含めた適切な法人の指導監査の実施をお願いします。なお、この場合、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。)第 56 条第 2 項に定める身分証の掲示について、オンラインにより行うことも可能である。

また、その結果の開示については、指導監査要綱 5 (7)において、指導監査が法人運営の適正化のみならず、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることから、各都道府県市の情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能としておく体制を整えることが望ましいとしていることも踏まえた対応をお願いします。

なお、所轄庁における体制整備として、公認会計士及び税理士(以下「会計専門家」という。)を指導監査や計算書類等の確認に活用することも有効と考えられる。令和 6 年度では、会計専門家を活用した取組みが 301 所轄庁で行われていた(令和 6 年度福祉基盤課調べ)。本取組みに必要な経費については、地方交付税(道府県及び市単独分)において、平成 28 年改正法を踏まえた法人に対する指導・監督強化のため、会計専門家からの助言を得るための経費を含め、所轄庁の事務処理の円滑化を図るための経費として引き続き計上されているところである。「所轄庁における会計専門家の活用状況等について」【参考資料 2】も参照の上、予算当局とも相談し、会計専門家の活用を検討いただくとともに、後述する(5)「社会福祉法人の財務諸表等電

子開示システム」の分析に係る機能の活用も併せて、法人に対して適時に必要な指導を行えるよう、適切な体制の整備をお願いします。

併せて、指導監査の参考として、各所轄庁において、特に頻出する指摘事例を取りまとめたので、ご活用いただくとともに、所管の法人に対する情報提供をお願いします。【参考資料 3】

(3) 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、法第 55 条の 2 の規定に基づき、法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされている。当該残額が生じる場合には、法人は、その規模や用途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度 6 月 30 日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされており、その具体的な事務処理については、「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成 29 年 1 月 24 日雇児発 0124 第 1 号、社援発 0124 第 1 号、老発 0124 第 1 号厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）によりお示ししている。該当する法人に対して、令和 6 年度決算の見込みを踏まえ、今後、年度末までに改正予定である『「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について』（平成 29 年 1 月 24 日社援基発 0124 第 1 号）の改正内容が反映された「社会福祉充実残額算定シート」を活用するなど、可能な限り速やかに社会福祉充実残額の試算を行い、時間的余裕をもって計画の内容の検討を行うよう依頼いただきたい。

<厚生労働省ホームページ>社会福祉法人充実計画関係

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13321.html

また、「地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の取組の積極的な実施について」（令和 4 年 1 月 5 日社援発 0105 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知。）において、「社会福祉充実計画の策定に当たっては、地域公益事業を積極的に実施いただくとともに、職員の処遇改善も可能な限り優先的に検討いただきたい。」としていることも踏まえつつ、引

き続き、社会福祉充実計画を策定する法人の手續及び既に策定した社会福祉充実計画の変更手續に遺漏のないよう、必要な事務処理及び助言をお願いする。

地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、社会福祉法上、「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないこととされており、法人において、中立公正かつ円滑な意見聴取が行えるようにするため、各地域において「地域協議会」を設置するものとしている。この地域協議会について、令和6年度は286所轄庁（うち単独設置96所轄庁、他の協議体を活用190所轄庁。）で設置されている（令和6年度福祉基盤課調べ）。地域協議会は、法人から地域公益事業の実施希望がない場合であっても、法人が「地域における公益的な取組」を進めていく上で、地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図ることにも資するものである。効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用することと併せ、複数の所轄庁が合同して設置することも可能としており、その開催経費については、地方交付税（道府県及び市分）において措置されていることから、引き続き体制整備をお願いする。既設置の所轄庁の状況については、【参考資料4】においてお示ししているので、参照いただきたい。

（４）「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

法第24条第2項の規定により、全ての社会福祉法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」旨の責務が課せられている。その具体的な運用については、「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」（平成30年1月23日社援基発0123第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）によりお示ししている。この「地域における公益的な取組」については、現況報告書への記載が全法人の7割程度（令和6年度福祉基盤課調べ）となっており、実践しているにも関わらず、現況報告書への記載がなされていないケースも散見されることから、「地域における公益的な取組」を実施している法人については、現況報告書へ漏

れなく記載するよう指導をお願いする。

また、所轄庁において、法人の取組を促す環境整備を進めていくことも重要であり、その状況について照会したところ、228 所轄庁で管内法人の取組を促す環境整備を行っている（令和 6 年度福祉基盤課調べ）。環境整備を行っているとは回答した所轄庁においては、「社会福祉法人の生活困窮者等に対する『地域における公益的な取組』好事例集」（令和 4 年 3 月 28 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）や管内における好事例の周知、指導監査の機会を通じた助言等の対応を実施している。そのほか、地域協議会を活用し、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場の提供を行うことや、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の活用により小規模法人の取組を推進することも有効であると考えられることから、こうした取組により、法人の取組を促す環境整備をお願いしたい。

（５）「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」は、法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められていることから、平成 28 年改正法に基づき、福祉医療機構において運用を行っている。昨年 11 月 14 日現在で、21,086 法人のうち、21,024 法人（99.7%）が本システムによる現況報告書等の届出を行っており、活用が進んでいる。本システムによる届出の推進に対してご理解、ご協力いただき感謝申し上げますとともに、未活用の法人に対する支援等を引き続きお願いする。

本システムは、国民に対する法人に関する情報に係るデータベースであることを踏まえ、引き続き、内容についての十分な確認をお願いするとともに、令和 7 年度の運用スケジュール【参考資料 5】について、届出期限は、例年同様、9 月末を予定していることから、各法人の法定の届出期限（6 月末）の遵守及び所轄庁の円滑な確認が行えるよう、適切な指導及び進捗管理に努めていただきたい。

また、本システムは、現況報告書等の公表のほか、分析に係る機能も備えているところであり、令和 6 年度の届出に基づく法人の運営状況等の集約結果について、これまでの【参考資料 6】のような全国平均の掲載に加えて、

都道府県平均も年度末までに掲載することを予定している。さらに、所管する法人の財務諸表等から収益性、安定性、持続性、合理性、効率性、経営自立性の観点から指標化した分析用スコアカード（即時提供版）と、計算書類及び経営指標を CSV 形式したファイル（分析用 CSV ファイル）は、法人が所轄庁に届出後、翌日以降にダウンロードが可能となっている。

第 59 条の 2 第 2 項において、都道府県は、管内の法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、必要な統計等を作成し、その公表に努めることとされており、現に個別の法人の監査時や経営指導の参考データとして、329 所轄庁が活用している（令和 6 年度福祉基盤課調べ）。また、分析機能は管内法人の経営悪化の状況等を即時に捉えることが可能となるなど法人に適時な指導を行うことにも資するものである。データ及び分析機能の積極的な活用をお願いしたい。

（６）会計監査人の設置及び会計専門家による支援について

会計監査人の設置が義務付けられる法人（以下「特定社会福祉法人」という。）は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第 2 号第 1 様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が 30 億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第 3 号第 1 様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が 60 億円を超える法人である。

令和 6 年度の現況報告書によれば、特定社会福祉法人 446 法人、会計監査人の設置義務のない任意設置の 128 法人の合計 574 法人が会計監査人を設置している。

今後も、特定社会福祉法人における会計監査人が適切に選任され、適切な会計監査が行われるよう、法人に対し、必要な指導をお願いする。

また、会計専門家による支援等については、「会計監査及び専門家による支援等について」（平成 29 年 4 月 27 日社援基発 0427 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）においてお示ししているとおり、法人の事業規模や財務会計に係る事務体制等に即して、以下の 2 つの区分により実施していただくこととしている。

① 将来的に特定社会福祉法人となることが見込まれる大規模法人等を対象とした「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」

- ・ 法人運営全般に関する体制、日常業務に関する体制、決算業務に関する体制等の法人の財務会計に係る内部統制に関する項目等に関連して発見された課題及びその課題に対する改善の提案に関する報告を受ける支援

② 適切な財務会計の運用支援が必要とされる比較的小規模な法人等を対象とした「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」

- ・ 経理体制、会計帳簿、計算書類、会計処理等の法人の財務会計に関する事務処理体制に関する項目の確認及びその項目についての所見に関する報告を受ける支援

これらの支援は、適正な財務報告、法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等に有効なものであるため、未実施の法人に対し、積極的な活用を促していただきたい。

併せて、これらの支援を実施した場合には、指導監査要綱により、一般監査の実施の周期の延長等を行うことができることとされているので、改めてご了知の上、管内法人に対して周知いただきたい。

3 その他

(1)「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」(令和7年度予算案)及び「社会福祉法人の連携・協働支援事業」(令和6年度補正予算)について

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」は、地域共生社会の実現に向け、小規模な法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組の推進を目的とするものであり、令和7年度予算においても、引き続き所要の予算額を確保したところである。

また、「社会福祉法人の連携・協働支援事業」として、社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化を図るため、法人間連携のきっかけづくりとして、区域内の福祉課題の解決を目的とした関係者会議の開催経費や連携推進法人の設立支援を強化するため、連携推進法人による先駆的な取組等に対して補助する事業を、令和6年度補正予算において確保したところである。

これらの施策の活用を通じて、法人の希望に応じた連携を支援できるよう、引き続き推進していきたい。

(2)「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」について

令和6年6月に決定された「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」(令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定)では、介護施設・事業所における経営改善の取組を推進するための方策を講じることとされたところであり。

介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、テクノロジーを活用した介護現場での生産性向上や、協働化・大規模化等による更なる経営改善の取組が必要とされている。

こうした協働化・大規模化等による経営改善に資するため、厚生労働省としては、①経営課題への気づき、②協働化・大規模化等に向けた検討、③協働化・大規模化等を実施の各段階に即した対策を「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」をとりまとめ、厚生労働省ホームページに特設ページを開設しているので、法人への周知にご協力いただきたい。

<厚生労働省ホームページ>

・介護施設・事業所の協働化・大規模化

～協働化・大規模化による介護経営の改善に関する政策パッケージ～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kyoudouka.html>

(3) 法人への寄附に関する税制（税額控除制度）の周知について

平成 23 年 6 月の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正により、個人が一定の要件を満たした法人等へ寄附金を支出した場合、寄附者が所得控除制度か税額控除制度のいずれかを選択して受けることができるようになってい

る。この制度利用のためには、法人等が一定の要件（例：寄付金の額の年平均の金額 30 万円以上、寄附金等収入が経常収入金額の 1/5 以上等）を満たしていることが必要であり、法人等が所轄庁に申請をし、その要件を満たしていることの証明を受ける必要がある。（要件や手続等の詳細は厚生労働省 HP（https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/09.html）を参照。）

都道府県においては、管内の市及び所管法人に対して周知いただくとともに、ホームページ等を活用し、住民等への広報についても願います。

(4) 法人におけるマネーロンダリング・テロ資金供与の防止について

経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を越える取引が容易になり、マネー・ロンダリングやテロ行為・大量破壊兵器の拡散活動への資金供与の手口も複

雑化・高度化していることを踏まえ、現在、我が国においては、テロ資金供与に係る対策について、政府一体となって強力に対策に取り組んでいるところである。

社会福祉法人が海外で事業を実施する場合には、所轄庁の関与のもと適切に行われることが重要であり、「FATF 第4次対日審査報告書の公表等について」（令和3年9月6日付事務連絡）のとおり、社会福祉法人が海外においてテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないよう、行動計画を着実に実施していく必要がある。

これまでに、下記の通知・事務連絡を発出し、所轄庁においてテロ資金供与の活動に巻き込まれる危険性が高いと考えられる法人に対しては、状況の聞き取り・指導等の適切な対応をお願いしているところである。

法人のガバナンスが適切に機能し、社会福祉法に基づく行政庁の監督が適切に行われることで、マネーロンダリング・テロ資金供与の防止にも資するものと考えられることから、こうした動きも念頭に置きつつ、引き続き、法人に対し適切に指導監督を行っていただきたい。

- ・ 令和4年10月18日付け「社会福祉法人による海外事業の実施等について」（平成30年7月2日社援基発0702第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知。以下「海外事業通知」という。）を一部改正し、海外事業を行う法人について、現行の定款への記載及び計算書類の区分経理のほか、新たに現況報告書への海外事業の実施内容の明記を規定
- ・ 「『社会福祉法人による海外事業の実施等について』別紙1第2の3の取扱い及びテロ資金供与に係る対策の好事例の周知について」（令和4年12月26日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）において、海外事業通知の改正趣旨や公益法人におけるテロ資金供与対策を周知
- ・ 令和6年2月16日付けで、「海外事業を実施する社会福祉法人等へのモニタリングの実施について」を発出し、海外事業を実施している社会福祉法人等を対象にモニタリングの実施を依頼【参考資料7】

第2 社会福祉施設等の防災・減災対策等について

1 災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム（DWAT）の配置について

災害福祉支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、災害時において、高齢者や障害者、子どもといった要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難所生活における生活機能の低下等の防止を図るため、避難所等で福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）を組成・活動させるなどの取組を進めるためのネットワークである。令和6年度には、全都道府県においてネットワークが構築されるとともに、DWATが配置されている。

近年、災害が激甚化・頻発化等している中で、少子高齢化や核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいることから、避難所生活において、医療や保健的側面からの支援に加え、福祉的側面からの支援が求められている状況にある。また、今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害では、単独の都道府県での対応では困難な場合も想定されることから、都道府県間の広域的な相互支援体制を構築していくことも喫緊の課題となっている。

令和6年能登半島地震においては、被災県である石川県に加え、石川県からの要請を受けた全都道府県からのべ1,573名のDWATチーム員が派遣され、避難所やいしかわ総合スポーツセンター内に設置された1.5次避難所において、被災者からの相談支援などの福祉的な支援を通じて、被災者の生活を支えた。全国的な調整によるDWATの活動が行われた初めての事例となった。

加えて、DWATとは別の枠組みではあるが1.5次避難所や、被災により介護職員等が不足している社会福祉施設等に対して、介護職員等の応援派遣を行っている。この介護職員等の応援派遣については、1.5次避難所での活動は令和6年6月30日をもって活動を終了しているが、社会福祉施設等への派遣は続いている。

都道府県を通じ、市町村、関係団体、社会福祉法人等から長期間にわたって介護職員等の派遣にご協力いただいていることについて、改めて御礼申し上げるとともに、引き続き被災した社会福祉施設等の復旧・復興に向けて、ご支援とご協力をよろしくお願いする。

近年の活動状況を見ると、令和元年の台風第 19 号の際には、被災 5 県（宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、長野県）において、それぞれ管内の DWAT が、特に長野県では、長野県の要請を受けた群馬県の DWAT も派遣され、被災者に対する相談支援や避難所内の環境整備などの支援活動を行い、大きな成果を上げた。また、令和 3 年の 7 月豪雨災害の際には、大規模な土砂災害が発生した静岡県において、静岡 DWAT が、約 2 か月にわたり県内の避難所 3 か所で、保健医療チームとの十分な連携の下、避難者に対する適切なアセスメントや避難者からの相談などの支援活動を行い、避難所での要配慮者の生活を支える上での福祉ニーズへの的確な対応が行われた。

令和 5 年 7 月の梅雨前線による大雨の際には、大分県において、17 日間で延べ 63 名の大分 DWAT のチーム員が日田市内避難所へ初派遣された。平時より行政・保健師と顔の見える関係作りに取り組んでおり、DWAT チーム員は避難所の環境整備や被災者へのスムーズな相談支援を行なった。

厚生労働省では、災害時の避難所における福祉支援を円滑に実施できるよう、各都道府県が取り組むべき内容について標準化を図りつつ周知を図る観点から、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成 30 年 5 月 31 日付社援発 0531 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知（令和 5 年 3 月 31 日一部改正）の別添）を策定している。また、「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業）は令和 7 年度予算案において 2.9 億円（対前年度 0.9 億円増）を確保しており、各都道府県におけるネットワーク構築や DWAT 構成員に対する訓練、災害福祉支援コーディネーターの配置や、迅速な初動対応を行うために必要な支援等に必要となる予算を確保しているのでご活用いただきたい。なお、国庫補助の基準単価については、国庫補助協議の際にお示しするのでご了知願いたい。

また、令和 4 年度から、全国においてネットワークによる支援体制を充実させるため、災害福祉支援ネットワーク中央センター（以下「中央センター」という。）を設置し、平時にはネットワーク事務局員や DWAT チーム員向けの全国研修の実施、都道府県間の広域的な連携体制の構築等の検討を行っている。

DWAT の派遣実績の浅い都道府県も多いことから、前述した補助金を活用して他の都道府県との意見交換や合同研修を実施いただき、とりわけ災害時に応援・受援の関係となることが想定される隣接県や同一ブロック内の都道府県間におかれては、顔の見える関係を作るようお願いしたい。また、中央センターが実施するブロック会議や研修の場を

活用した情報共有や意見交換を積極的に行っていただきたい。

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ（※）において、在宅避難者や車中泊避難者、また被災施設への支援強化のため、在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応等について、DWATの活動範囲の拡大により対応する必要があるとされている。

特に災害時には、高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な福祉的支援ニーズへの対応が必要な方々に対して、行政と福祉関係者が連携することで、福祉的支援ニーズを抱える方々に寄り添った支援を円滑に講じることが可能となるよう、政府においては、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加するとともに、災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記するため、今通常国会に災害対策基本法等の改正案を提出し、福祉的支援の強化を図ることとしている。

このため、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成30年5月31日付け社援発 0531 第1号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「ガイドライン」という。）の見直しにより、支援を必要とする被災者に対して、DWATによる支援が可能となる仕組みを構築していく必要があることから、ご協力をお願いする。

なお、ガイドラインについては、一部改正に向けた調整を進めており、改正次第追って通知する。

（※）令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ（内閣府 HP）

https://www.bousai.go.jp/jishin/ното/taisaku_wg_02/index.html

2 社会福祉施設等の被災状況の把握について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日付子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号（令和6年11月6日一部改正））に基づき、災害発生時における社会福祉施設等の被害状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）を活用した報告を令和3年度から開始している。

近年、災害が激甚化・頻発化等している中で、被災の有無に関わらず社会福祉施設等の状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要である。このため、令和3年度から災害時情報共有システムの訓練を実施しているが、全ての社会福祉施設及び事業所が訓練に参加し、被災情報の収集と適切な支援を迅速に行うことができるよう「災害時情報共有システムの5カ年訓練計画について」（令和5年3月30日付事務連絡）において、令和5年度から令和9年度にかけての全地方公共団体を対象とした5か年訓練計画をお示しした。一方、この間発生した災害における災害時情報共有システムの活用状況を踏まえると、引き続き入力 of 徹底をお願いする必要がある。また、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループにおいては、災害時情報共有システムの平時における入力促進や有事に入力率向上を図っていくこととされている。

このため、全ての社会福祉施設等において早期に災害時情報共有システムを利用可能となるよう、訓練を一部前倒して、令和7年度までの3か年で訓練を完了するよう進めることとしているので、引き続きご協力をお願いしたい。令和7年度の具体的な訓練日については今年度内に別途お知らせするが、5月頃と11月頃の2回に分けて実施予定であるため、あらかじめご承知おきいただきたい。なお、各地方公共団体が自主的に訓練を行いたい場合も、国において災害情報の設定など必要な対応を行うので、適宜ご相談いただきたい。

また、災害時情報共有システムについては、以下のとおり操作マニュアルや説明動画を作成しているので、改めて管内市町村、社会福祉施設等に周知をいただくとともに、災害時情報共有システムからのメールを受信するメールアドレス等、災害時情報共有システムに登録している情報を定期的に確認いただき、必要に応じて更新を行うことで災害時情報共有システムによる迅速な状況確認につながるようにご協力をお願いしたい。

○児童関係施設等説明動画

URL: <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisyskodomom/>

○障害児・者関係施設等説明動画

URL: <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/>

○高齢者関係施設等説明資料

URL: [https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/00/index.php?action_kanri_stat
ic_help=true](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/00/index.php?action_kanri_stat
ic_help=true)

3 社会福祉施設等の防災・減災対策について

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化しており、広範囲において、災害そのものによる直接的な被害だけでなく、停電・断水によるライフラインの途絶などのインフラ毀損による二次被害も生じている。

このような状況を踏まえ、社会福祉施設等（こども家庭庁へ移管されたものを除く。以下同じ。）の防災・減災への対策については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策）を推進することとしており、令和6年度補正予算において所要の財源を確保したところである。また、独立行政法人福祉医療機構による耐震化等の防災・減災に係る優遇融資や自家発電設備及び給水設備の導入工事に係る優遇融資を引き続き実施することとしている。

これらを有効に活用し、社会福祉施設等の防災・減災力の強化を着実に進めていきたい。

（参考1）

- | |
|--|
| ○ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（社会福祉施設等）
令和6年度補正予算 145億円
社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。 |
|--|

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構による防災・減災に係る優遇融資

	耐震化等	自家発電設備等の導入
融資率	95% (通常70~80%)	
利率優遇	【耐震化整備・スプリンクラー整備】 基準金利同率 (据置期間中無利子) 【高台移転等整備】 全期間無利子	基準金利同率 (据置期間中無利子)

※ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等対象事業を優遇対象とする

※ 高台移転に係る二重ローン対策 (返済猶予や償還期間延長等) も実施

4 社会福祉施設等の耐震化の推進について

社会福祉施設等の耐震化状況については、令和4年8月に公表した社会福祉施設等の耐震化状況調査結果 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000978180.pdf> 参照) によれば、令和2年3月末時点の耐震化率は92.5% (耐震済棟数約21.8万棟/全棟数約23.6万棟) であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられる。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、社会福祉施設等の耐災害性強化対策として、耐震化対策の取組を推進することとしており、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、社会福祉施設等に対して、積極的に国庫補助制度や融資制度等の情報提供及び助言を行うなど、耐震化整備を進めていただきたい。

また、令和2年度末時点の耐震化状況調査については、地方公共団体における公表資料の確認が終了次第、速やかに公表を行う予定としており、加えて、令和3年度末時点の耐震化状況調査についても、地方自治体からの回答がとりまとめ次第、公表に向けて速やかに内容の確認をお願いする予定としているのでご了解願いたい。

なお、令和4年度末時点の耐震化状況調査については、令和7年3月初旬までに依頼する予定としているのでご協力をお願いする。

5 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査（調査時点：平成 30 年 12 月 1 日時点）によれば、未だ一部施設において、「ばく露の恐れのある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期すようお願いする。

また、令和 3 年 12 月 1 日時点のアスベスト使用実態調査について、一部の地方公共団体において引き続き回答内容の確認作業を行っていただいております。終了次第、公表に向けて速やかに内容の確認をお願いする予定としているのでご了解願いたい。

なお、令和 6 年 12 月 1 日時点のアスベスト使用実態調査については、令和 7 年 3 月中旬までに依頼する予定としているのでご協力をお願いする。

第3 社会福祉施設等の運営等について

1 福祉サービス第三者評価事業について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者自らが施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。

本事業については、福祉サービスの種別に関わらず共通する領域の評価項目（共通評価基準）及び各福祉サービスの評価基準（内容評価基準）に基づき実施されていたが、共通評価基準と内容評価基準に不整合が生じている等の指摘を受け、平成 26 年 4 月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（以下「共通評価基準」という。）を全部改正したところである。さらに、平成 30 年 3 月に社会福祉法人制度の見直しや、「規制改革実施計画」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において評価の質や受審率の向上等に向けた規制改革に取り組むべきことが指摘されたことから、都道府県推進組織に対し受審率の数値目標の設定及び公表を行う努力義務を課すなど、一部改正を行っている。

各都道府県におかれては、評価調査者の研修等に引き続き努めていただくとともに、令和元年度から第三者評価機関の認証は更新制となっており、直近 3 か年度における評価件数が 10 件未満の認証機関については更新時研修を受講する必要があるため、都道府県推進組織においては、更新時研修の実施に取り組んでいただくようお願いする。

また、第三者評価の受審状況を見ると、各都道府県や各施設・サービス、各設置主体でばらつきが見られる。社会福祉法第 78 条第 1 項では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされていることから、サービスの質の向上に結びつけるためにも、管内社会福祉施設等に対し、積極的な受審を促していただきたい【参考資料 8】。

(参考3)

＜全国推進組織（全国社会福祉協議会）ホームページ＞

<http://shakyo-hyouka.net/> (第三者評価事業トップ)

<http://shakyo-hyouka.net/evaluation4/> (評価基準について)

<http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-11.pdf> (事業者向けパンフレット)

http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09_2.pdf (利用者向けパンフレット)

2 福祉サービスに関する苦情解決の取組について

福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決を行うため、都道府県社会福祉協議会において運営適正化委員会を設置し、苦情解決の相談等が行われている。

各都道府県におかれては「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について」（平成12年6月7日付け社援第1354号厚生省社会・援護局長通知）に基づく適正な事業運営が行われるよう、引き続き都道府県社会福祉協議会に対し、指導をお願いしたい。

なお、本事業の実施に必要な経費については、令和7年度予算案において、引き続き「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の内数として計上しているが、都道府県運営適正化委員会での苦情受付件数は年々増加傾向にあるため、各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会において必要な事業費が適切に確保されるようお願いする【参考資料9】。

3 福祉サービスの質の向上に向けた取組について

「福祉サービス第三者評価事業」等については、全国社会福祉協議会において令和3年度に「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会」、令和4年度に「運営適正化委員会事業のあり方に関する検討会」が開催され、それぞれ報告書がとりまとめられたところである。

令和6年度においては、これら2つの検討会報告書の内容を精査し、各事業の実態把握と課題整理のためのアンケート調査やヒアリング等を実施した。令和7年度においても必要な対応について検討していくこととしているので、ご了解いただきたい。

第4 感染症の予防対策について

1 インフルエンザ等への予防対策について

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「今シーズンのインフルエンザ総合対策の推進について」（令和6年11月11日付感感発1111第2号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）に沿って、適切な対応をお願いします。

新型コロナウイルス感染症については令和5年5月8日から5類感染症へ移行され感染対策の実施は各社会福祉施設等の判断が基本となるが、手洗い等の手指衛生や換気など基本的な感染対策は引き続き有効であり、インフルエンザ対策としても有効であることを踏まえ、引き続き適切な対応をお願いします。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法における優先接種（予防接種）対象事業者の登録に向けた対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっている。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所ごとに行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザに関する業務継続計画の作成が義務づけられている。

このため、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成に活用いただけるよう、管内市区町村や社会福祉施設等に対して周知願いたい。

(参考4)

<厚生労働省ホームページ>

- ・インフルエンザ（総合ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/index.html

- ・【令和6年度】今シーズンのインフルエンザ総合対策について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/index2023.html>

- ・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

- ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

- ・令和6年度インフルエンザQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/QA2024.html

- ・啓発ツール

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>

- ・高齢者向けリーフレット

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000115430_1.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<国立感染症研究所ホームページ>

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

3 ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や障害者等体力の弱い者が集団生活していることから、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いする。

(参考5)

< 参照通知等 >

- ・「ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」
(令和6年11月20日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症課、食品監視安全課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成19年12月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成26年2月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関するQ&A(最終改訂：令和3年11月19日)」(厚生労働省ホームページ)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)(令和5年4月28日一部改正)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」
(令和元年12月18日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」
(平成29年6月16日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)
- ・C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成26年7月改訂)
<https://vhfj.or.jp/qac/>
- ・B型肝炎について(一般的なQ&A)(平成26年7月改訂)
<https://vhfj.or.jp/qab/>
- ・肝炎の予防に関する情報
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>
- ・日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline02.pdf>
- ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline03.pdf>
- ・高齢者施設における肝炎対策のガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline04.pdf>
- ・「結核院内(施設内)感染対策の手引きについて(情報提供)」
(平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

第5 独立行政法人福祉医療機構について

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業（通称「WAM N E T」）、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスの安定的かつ効果的な提供に資するよう、福祉・医療の向上を目指す民間活動を応援しているところである。福祉医療機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

1 福祉貸付事業について

（１）令和７年度予算案の概要

福祉医療機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

令和7年度予算案においては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備の推進や国の計画に基づき整備された福祉施設等の老朽化に対応するために必要な資金需要等に対応しうる貸付原資を確保するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえた優遇融資等を実施する予定なので、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いしたい。



《貸付規模》

資金交付額 2,309 億円（うち福祉貸付分 1,190 億円）

《貸付条件の見直し》

① 新規事項

- ・ 乳児等通園支援事業に係る融資制度の創設
 - * 貸付の相手方：法人 * 償還期間：20 年以内
 - * 融資率：80% * 貸付利率：基準金利、基準金利＋0.8%
- ・ 障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る融資制度の創設
 - * 対象施設：障害者支援施設・共同生活援助・短期入所事業(注)
 - * 融資率：90%

(注) 入所定員削減に伴う障害者支援施設と一体的に整備することが確認できるものに限る

- ・ 社会福祉法人の経営高度化に係る融資条件の優遇措置の拡充
 - * 資金使途：協働化・大規模化（合併等）の際に必要な経営資金
(協働化については、社会福祉連携推進法人に限る)
 - * 償還期間（据置期間）：10 年以内（1 年以内）
 - * 融資率：90% * 貸付利率：基準金利

② 継続事項

- ・ 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置
 - * 貸付対象事業に乳児等通園支援事業を追加のうえ優遇融資を継続

(2) 協調融資の推進について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、福祉医療機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを、福祉貸付全般に導入している。協調融資を通じて民間金融機関の参入を促し、社会福祉法人等事業者にとっても取引実績のない民間金融機関から福祉医療機構融資では対応できない緊急性の高い運転資金等の資金ニーズに対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進、活用について引き続き各法人等に対して、助言をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等の設置にあたって、一部の自治体において、福祉医療機構からの融資の活用のみを認可要件としている事例が見受けられる。福祉医療機構の融資は、必要な社会福祉施設等の整備に対し「長期・固定」の資金を提供することにより、

事業者負担軽減を図り、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するものであり、事業者の資金調達手段について民間金融機関からの資金調達を排除することのないよう御留意いただきたい。

(3) 意見書の発行について

社会福祉法人等が福祉医療機構融資の借入申込を行う際には、従来から、整備を行う施設等を所管する自治体からの意見書の提出をお願いしているところであり、令和7年度においても引き続き御協力をお願いしたい。

意見書には、地域における施設等の必要性に加え、施設を運営する法人の適格性について記載を行うが、特に法人の適格性については、今日の社会保障制度を取り巻く経営環境を考慮すると、施設等の経営主体のガバナンス態勢の確保は極めて重要であり、法令遵守はもとより、しっかりとした経営理念に基づき、代表者のリーダーシップの下で、法人組織全体が効率よく運営されている体制にあるかどうか十分に確認していただくよう重ねてお願いしたい。

なお、福祉医療機構融資の借入申込予定者に対しては、福祉医療機構のホームページに掲載されている「融資のポイント（ガイドライン）」を参照するとともに、融資の借入申込書の受理手続が終了前に工事着工を行った場合には融資対象外となってしまうので、事業計画策定の際には速やかに福祉医療機構へ融資相談を行うよう御指導願いたい。

2 福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について

福祉医療機構では経営サポートセンターを設置し、福祉貸付事業等の豊富なデータを基にした経営指標や診断手法により、民間の社会福祉施設の経営者や地方公共団体等に対する経営サポート事業を実施しているところである。

具体的には、法人の状況にあわせた各種プログラムによるコンサルティング、福祉医療分野における経営情報を提供するリサーチ及び施設経営をバックアップするためのセミナー業務を実施しているところである。



各都道府県等におかれては、福祉サービス基盤の安定的かつ効率的に提供・維持す

るため、経営面の課題を抱えている社会福祉法人等に対して、当該事業を改善方策の一つとして案内していただくなど、積極的な活用をお願いしたい。事業の詳細は、福祉医療機構ホームページ及びWAM NETに掲載しているので、参照いただきたい。

- ・ 福祉医療機構ホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp/cat/keieisupport/>)
- ・ WAM NET (<https://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open>)

また、行政等への支援の一環として、福祉医療分野に係る調査・分析・計画策定支援等の業務受託や、個別の施設の経営課題等の解決のための取組の実施に加え、近年では、社会福祉法人の指導監査を行う所轄庁担当者に対して、指導監査時のチェックポイントや経営分析に必要な知見を情報提供する「行政担当者向けセミナー」を地方公共団体と共催しているので、御留意願いたい。

- ・ 行政等への支援（受託業務のごあんない） (https://www.wam.go.jp/hp/gyousei_shien/)

さらに、令和7年度から新たに社会福祉法人合併支援業務を開始する。社会福祉法人合併支援業務は、合併を希望する社会福祉法人から情報の登録を受け付け、希望する条件に合致する法人同士を引き合わせるなどの支援を実施するものである。管内で合併を検討している社会福祉法人等に対して、当該業務を案内していただくなど、積極的な活用をお願いしたい。

- ・ 社会福祉法人の合併支援業務のイメージ



(参考) 経営サポート事業の概要

1. リサーチ業務

①「リサーチレポート」の公表

各種調査を実施し、福祉・医療施設を運営される事業者の方々にとって、有益となる経営情報を発信しているのでご活用願いたい。(機構のホームページに掲載)

(<https://www.wam.go.jp/hp/keiei-report-r6/>)

(例)

【アンケート調査】

- ・介護報酬改定に関するアンケート
- ・診療報酬改定に関するアンケート
- ・特別養護老人ホームの人材確保に関する調査

【建設費に関するレポート】

- ・福祉・医療施設の建設費の動向

【経営状況に関するレポート】

- ・施設別レポート
特別養護老人ホーム、訪問介護、保育所・認定こども園、
病院、介護医療院などの経営状況
- ・法人(開設主体)のレポート
社会福祉法人、医療法人の経営状況

②「経営動向調査」の公表

四半期に1度、現場の経営実感を調査し結果を公表

- ・社会福祉法人経営動向調査 … 社会福祉法人、特別養護老人ホーム
- ・病院経営動向調査 … 病院および医療法人

③「経営分析参考指標」の発行

決算データを基に14施設・サービスと法人(開設主体)の経営状況について、分析結果を取りまとめて計15種類の経営分析参考指標を発行。ホームページにはダイジェスト版を掲載。

・高齢者福祉サービス

「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム(ケアハウス)」「通所介護・認知症対応型通所介護」「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」「小規模多機能型居宅介護」「訪問介護」「養護老人ホーム」

・児童福祉サービス

「保育所・認定こども園」

・障害福祉サービス

「障害福祉サービス(日中活動系サービス)」「障害福祉サービス(居住系サービス)」「障害福祉サービス(児童系サービス)」

・医療系サービス

「病院」「介護老人保健施設」「診療所」

・法人

「社会福祉法人・医療法人・特定非営利活動法人」

2. セミナー業務

- ・ 専門家、施設経営者及び機構職員によるセミナー形式等の経営支援を実施。
- ・ 各セミナーのテーマ、講演者、申し込み開始時期などの詳しい内容は、開催の2ヶ月前を目途に機構のホームページに掲載。
- ・ オンライン配信を中心としながら、一部セミナーは集合形式とオンライン配信を併用して開催。

(https://www.wam.go.jp/hp/keiei_seminar_goannai/)

3. コンサルティング業務

① 経営診断

- ・ 法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・ 施設、法人の決算状況及び施設状況から各経営指標を算出し、同一種類の施設、法人種別との比較を行う経営診断を実施。

② 経営分析プログラム

- ・ 法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・ 同種同規模等施設の財務データの平均値との比較。
- ・ 財務面において優良である複数の施設の個別データとの対比による要因分析。
- ・ 分析から抽出された改善すべき課題について、改善による効果の試算や、改善策の可能性の広がり提示。

③ 人事給与分析プログラム

- ・ 機構保有データを活用し、今後の基本給や手当の見直し等を含めた人事戦略別の改善方針を記載した報告書を提示。

④ 介護医療院移行支援プログラム

- ・ 介護医療院への円滑な移行を支援するため、周辺環境分析や収支状況を踏まえた、移行時における施設経営で参考となるデータや検討材料等を提示。

⑤ 個別支援プログラム

- ・ 法人が現在抱えている課題について、機構のデータを多角的に活用し、個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を法人とともに考え、改善への取組を支援。

4. 社会福祉法人合併支援業務

- ・ 令和7年4月1日から、機構のホームページに申込フォームを公開し、情報登録の受付を開始。登録のあった法人のなかから、希望する条件に合致する社会福祉法人の紹介を行う（紹介前に両法人間で秘密保持契約を締結）。

3 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

(1) 令和7年度予算案

293 億円（国庫補助額）

※ 国庫補助額のうち、児童福祉関係施設に要する 206 億円はこども家庭庁において予算計上し、残り 87 億円は厚生労働省において予算計上している。

（参考）令和6年度補正予算 6 8 億円

ICTシステムの活用により今後見込まれる退職手当の支給の早期化等に対応するために必要な給付費の一部を補助する。



(2) 都道府県補助金

社会福祉施設職員等退職手当共済事業（以下「退職手当共済事業」という。）は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で 1/3 ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済事業において、一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、令和6年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、令和7年度における被共済職員1人当たりの補助単価（都道府県単位金額）については、予算成立後、速やかにお示しすることとしているので、補助金の早期交付について特段の御配慮をお願いしたい。

(3) 単位掛金額の見直し

令和7年度の共済契約者である社会福祉法人が負担する単位掛金額については、令和6年度内にお示しする告示において正式に定めることとしているので御留意願いたい。

(4) 制度周知について

退職手当共済制度の特徴として、勤続年数が長くなればなるほど退職手当給付額が大きくなる。また、退職後３年以内に復帰した場合には退職までの期間を合算できる規定もあり、福祉施設従事者の定着及び処遇改善に役立つ制度である。

新規加入については、社会福祉法人に限られているが、管内及び今後設立予定の社会福祉法人に対して制度周知をお願いしたい。

(5) 新退職手当共済システムについて

令和７年１月から、退職手当共済制度の利用者の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、オンラインで各種手続き等を行うことが可能となる「退職手当共済新システム」が稼働している。

福祉医療機構ホームページ上において、システムの案内に関する専用ページを公開し、動画等を用いてわかりやすく解説しているので、システムの利用に当たって活用されるよう、管内の社会福祉法人に対して周知をお願いしたい。

- ・ 福祉医療機構ホームページ（退職手当共済新システムのご案内）

https://www.wam.go.jp/hp/taite_newsysteem_guide/

4 福祉保健医療情報サービス（WAM NET）事業について

WAM NETは、福祉保健医療に関する各種情報を幅広く総合的に提供するサイトであり、各種制度・施策情報や福祉医療施設の経営に役立つ情報、福祉サービス評価情報、全国各地の福祉医療施設の取組事例などの情報を一元的に提供するほか、行政との連携により、各種情報公表システムや災害時情報共有システムを運用しており、令和5年度のヒット件数は約3.1億件に上るなど、幅広い利用者に活用されている。

(<https://www.wam.go.jp/>)



(参考) WAM NETで運用中の情報システム

- ・財務諸表等電子開示システム
(社会福祉法人・社会福祉連携推進法人)
- ・障害福祉サービス等情報公表システム
- ・子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）
- ・災害時情報共有システム（児童・障害）
- ・医療法人経営情報データベースシステム

上記システム以外にも、子育て・介護といった家庭生活と仕事の両立に役立つ様々な情報を集約した「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」や「ケアプランデータ連携システム」を利用している事業所を地図上で確認できるコンテンツ「ケアプランデータ連携システム利用状況」も提供している。

上記のシステムやコンテンツは、各都道府県・市区町村の住民の方々のほか、施設の方にも活用いただけるコンテンツとなっているため、各都道府県等におかれては、上記システムやコンテンツについて、ホームページにリンクを掲載いただくほか、リンク掲載について管内市区町村への周知をお願いしたい。

また、災害時情報共有システムでは、令和6年11月6日付で一部改正された「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について（令和3年4月15日発出）」に示したとおり、発災時には被害がない場合であっても速やかに状況を報告することが被災地支援のために重要であることから、被災状況を迅速に報告するよう、改め

て各施設等への周知徹底をお願いしたい。

※ WAM NETの基盤は高度な情報セキュリティを確保するため、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」に準拠したクラウドサービスを活用しており、デジタル・ガバメント化の推進にも寄与している。

5 社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業では、NPO法人やボランティア団体等の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して助成を行うことにより、地域共生社会の実現に向けて必要な支援をするとともに、助成終了後の事業評価が高い活動を普及させる取組を行うことで、助成先団体の自立の助長や、優良事例の全国的な発展・波及を図ってきたところである。

助成先については助成金をきっかけに自治体と連携し、助成終了後において、自治体から地域づくり活動に関する補助や委託を受けて活動継続しているケースもあり、地域におけるセーフティネットの構築に寄与しているところである。

※令和7年度事業の募集は既に終了（例年、前年度の12月下旬から1月下旬に募集）。

福祉医療機構のホームページにおいて、地域福祉の向上に資する優良事例を掲載しているほか、助成データベース（WAM助成eライブラリー）から、これまで助成した事業の概要等について閲覧可能となっているので参照されたい。

また、事業計画づくりのヒントを学ぶためのWAM助成学習会をオンラインで開催しており、アーカイブ動画を福祉医療機構ホームページに掲載しているので参照されたい。

- ・WAM助成学習会〈事業計画づくりのヒント〉

リンク先 [\[https://www.wam.go.jp/hp/npo_online_learning/\]](https://www.wam.go.jp/hp/npo_online_learning/)

- ・WAM助成eライブラリー

リンク先 [\[https://www.wam.go.jp/Densi/kikin/eJoseiLib/\]](https://www.wam.go.jp/Densi/kikin/eJoseiLib/)

福祉医療機構のNPOリソースセンターでは、助成相談窓口を随時開設しており、民間団体の困りごと等の相談に対応している（助成相談窓口 03-3438-4756）。各地域における福祉の充実を進める上で、これらの情報についても活用しつつ、各地域で活動するNPO法人等との連携を図っていただきたい。



参 考 資 料

社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム 2025年度 運用スケジュール（全体イメージ）

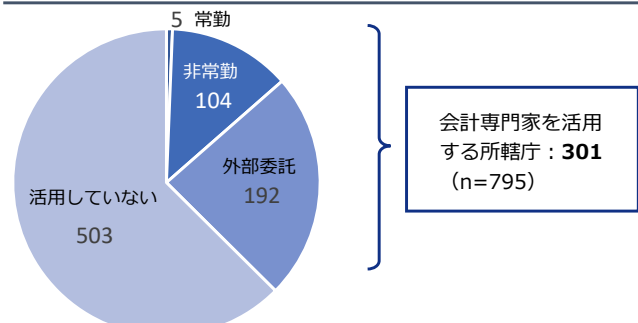
2025年																																										
区分	2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月														
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下												
社会福祉連携推進法人	定款・役員等名簿（公表用）・ 社会福祉連携推進方針・役員報酬等基準の 届出のみ可						入力シートのダウンロード(4月1日～)																								システムから届出 できません。											
認定 所轄庁	法人基本情報の 登録・更新及び確定 (2月3日～2月末)																																									
	事務処理用メール アドレスの更新 (2月3日～2月末)						入力シートの内容の確認と都道府県への提供 (4月1日～8月末)																								システムから提供 できません。											
都道府県	計算書類CSVダウンロード開始 (3月中旬～)																																									
	事務処理用メール アドレスの更新 (2月3日～2月末)						入力シートの内容の確認と厚生労働省への提供 (4月1日～9月末)																								システムから提供 できません。											
福祉医療 機構	データ更新等 ～3月末																																									
							法人現況報告書・計算書類・社会福祉連携推進評議会による評価結果の公表（4月1日～9月末） 〔認定所轄庁へ届出後に公表〕																								データ更新等 ～3月末											

3月31日まで、システムから入力シートの届出・提供はできません。

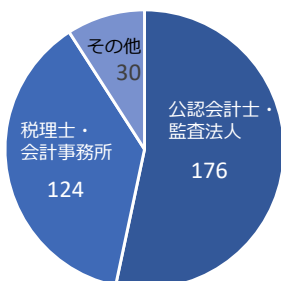
所轄庁における会計専門家の活用状況等について

- ✓ 不適正事案を含む社会福祉法人の経営について、会計の専門的観点から対応するためには、公認会計士及び税理士（以下「会計専門家」という。）を指導監査や計算書類等の確認に活用し、所轄庁の体制整備を行うことが有効。
- ✓ 地方交付税交付金（道府県及び市単独分）においては、平成28年改正社会福祉法施行を踏まえた所轄庁の事務処理の円滑化を図るための経費として、「会計専門家からの助言を得るための経費」を計上（平成29年度～）しており、活用が可能。
- ✓ 令和6年度における所轄庁の会計専門家の設置状況等については、以下のとおり（令和6年10月1日時点福祉基盤課調べ）であるので、体制整備の参考とされたい。

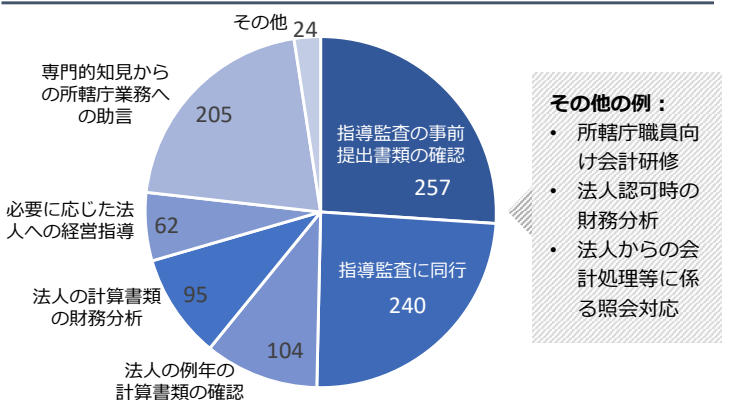
1. 会計専門家の活用状況



2. 活用している会計専門家の職種（複数回答）



3. 会計専門家を活用している業務（複数回答）



4. 財務諸表等電子開示システム「分析系」の活用

指導監査時の参考データとして活用する所轄庁	264
監査に関わらず、経営指導として活用する所轄庁	65

主な意見：法人が現況報告を提出した後、翌日には分析用スコアカードが提供されるようになり、当年度の指導監査時に参考データとして活用、各指標を基に重点事項を決めて効率的な監査を実施、経営悪化法人への指導に際し要因を他法人の経営指標と比較検討、監査とは別に経営の安定性が低い法人の把握、委託先における財務分析に活用、活用方法がわからない、機能を知らなかった 等

指導監査における、特に頻出する指摘事例

- ✓ 指導監査の参考として、各所轄庁において、特に頻出する指摘事例を取りまとめた。
- ✓ 各所轄庁においてご活用いただくとともに、所管の法人に対する情報提供をお願いする。

1. ガバナンス関係

(国所管法人において頻出する指摘事例)

- 評議員会（理事会）を続けて欠席している評議員（理事）が見受けられたため、評議員会（理事会）の役割の重要性に鑑み、日程調整を工夫すること及び出席の方法を工夫（インターネットを利用するなど）することなどにより欠席者が出ないよう評議員会（理事会）を招集すること。
- 社会福祉法第45条の16第3項及び法人定款に基づき、理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を対面により理事会に報告しなければならないため、今後は理事会に必要な報告を行うこと。
- 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことを証する書類が認められなかったため、今後は同意書を徴する等の方法により記録に残すこと。
- 評議員会の議事録について、必要的記載事項（「評議員会に出席した理事、監事の氏名」、「議長の氏名」、「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」等）の記載がなされていないため、適切に記載すること。また、「議事の経過の要領及びその結果」として記載されるべき事項が十分に記載されていないことが認められたため、適切に記載すること。
- 組合等登記令第3条により、法人の代表者は変更が生じた時から2週間以内に、資産の総額は毎事業年度の末日から3月以内に変更登記を行うことと定められているが、期間内に登記がなされていないことが認められたため、今後は所定の期間内に登記を行うこと。

指導監査における、特に頻出する指摘事例

(自治体（都道府県・市）所管法人において頻出する指摘事例)

- 評議員会招集にあたり、日時、場所及び議案の概要等が理事会の決議により定められていないため、是正すること。
- 評議員会の招集通知が開催日の1週間（中7日間）前までに発出されていないため、期日までに発出すること。（定時評議員会の場合は2週間（中14日前）前までに招集通知を発出すること。）
- 評議員会又は理事会の議案に特別の利害関係を有する役員等がいなか確認していないので確認すること。（確認したことが議事録等で確認できないため、確認したことを記録すること。）
- 理事長（及び業務執行理事）は自己の職務の執行状況を定期的に理事会において報告しなければならないが、必要な回数の報告がされていないため、今後は適切に職務執行状況報告を行うこと。
- 代表権を有する者及び資産総額にかかる変更登記について、組合等登記令第3条第1項及び第4項に定める期限を超過している事例が見受けられることから、今後、同令の規定に基づき、期限内に登記を完了すること。
- 評議員会の議事録について、「議長の氏名」「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」等の必要的記載事項が記載されていないため、今後、適切に記載すること。
- 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できないため、監事の同意を得ていることについて同意書等の文書収受、議事録への記載等を行うこと。
- 前年度から連続して評議員会を欠席している評議員が認められた。評議員の役割の重要性を鑑みると、評議員会に参加できない者が選任されることは適当ではないことから、今後は事前に日程を調整する等に努めること。
- 法人が定めた経理規程に従い、会計処理を行うこと。なお、実情と規程に乖離が生じている場合は、規程の見直しを図ること。規程の見直しを行う際には、法令等及び定款との整合性も取るように留意すること。

2. 会計管理関係

(国所管法人において頻出する指摘事例)

- 収益及び費用が適切な会計期間に計上されるように、発生した取引について適時適切に会計処理すること。
- 収支予算について、定款においては理事長が作成し、理事会の承認が必要な事項として定められているが、経理規程では評議員会の承認を得ることとしているため、定款と整合するよう経理規程を修正すること。
- 拠点区分間繰入金収益・費用及び拠点区分間移管収益・費用は相殺消去すること。
- 固定資産の実地棚卸を定期的を実施すること。
- 所轄庁（厚生労働省）に、財務諸表等電子開示システムを通じて届出する際は、理事会で承認された計算書類等と勘定科目や金額等が一致していることを確認してから届出すること。

(自治体（都道府県・市）所管法人において頻出する指摘事例)

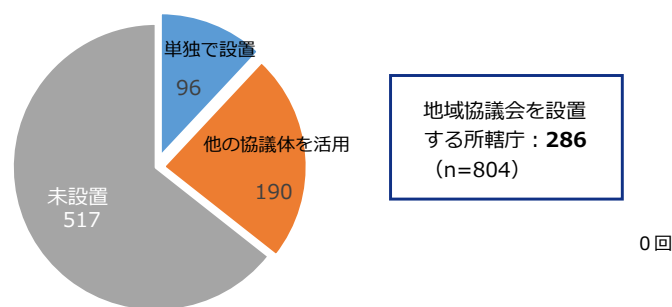
- 寄付金品の受入れ手続きについて、寄付申込書の押印の不備が見受けられた。経理規定に定めるところにより適正な承認行為を行うこと。
- 経理規程に従い、固定資産現在高報告書を作成して、固定資産管理台帳と照合し、理事長に報告すること。
- 経理規程の内容に一部不備があるため、法令又は通知に従い追記・修正すること。
- 作成が必要な附属明細書が作成されておらず、計算書類と附属明細書の不整合等により正確な記載が行われていないことから、計算書類に一致するよう、適正に作成・記載すること。

参考資料 4

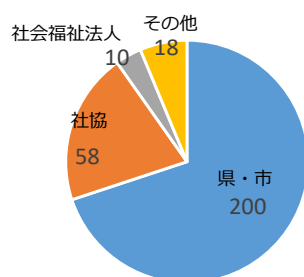
地域協議会の設置状況等について

- ✓ 社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して地域公益事業を行うに当たっては、その取組内容に、地域の福祉ニーズを的確に反映するとともに、法人が円滑かつ公正に意見聴取を行えるようにすることが必要であることから、各地域において「地域協議会」を設置することとなっている。
- ✓ 地域協議会は、法人から地域公益事業の実施希望がない場合であっても、法人が「地域における公益的な取組」を進めていく上で、地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図ることに資するものである。
- ✓ 効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用することと併せ、複数の所轄庁が合同して設置することも可能としており、その開催経費については、地方交付税（道府県及び市分）において措置されている。令和6年度における所轄庁の設置状況等については以下のとおり（令和6年10月1日時点福祉基盤課調べ）であるので、体制整備の参考とされたい。

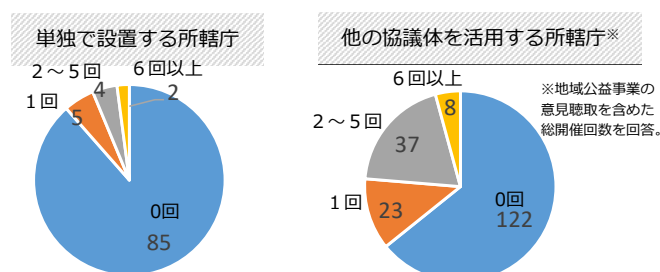
1. 地域協議会の設置状況



2. 地域協議会の運営主体



3. 地域協議会の令和5年度開催回数

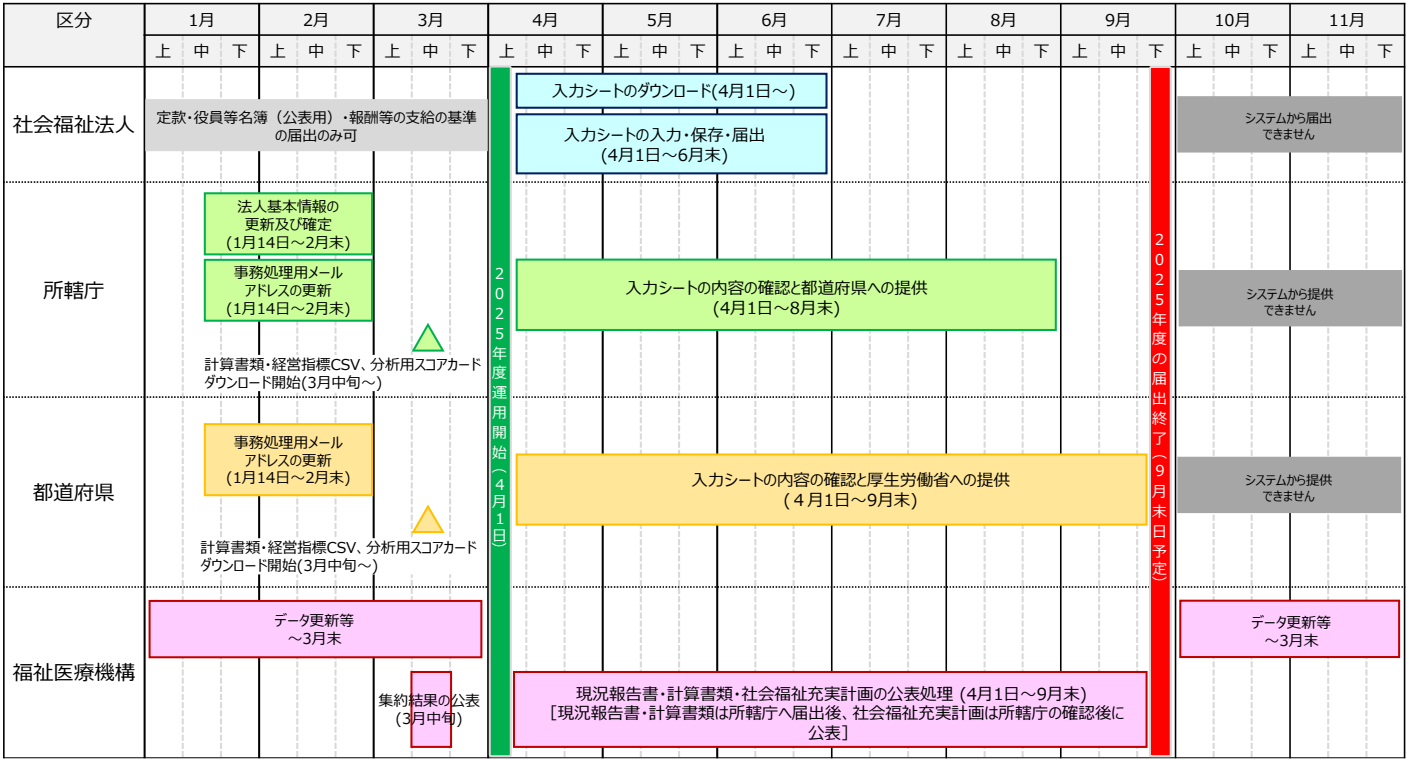


4. 地域公益事業に係る意見聴取以外の活用状況

- ・ 福祉関連計画の一体的かつ計画的な推進を図るための共有・協議
- ・ 地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理及び評価等
- ・ 計画実行中の地域公益事業の実施状況の確認や意見交換
- ・ 社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの実施状況を共有
- ・ 社会福祉法人や多様な関係団体とのネットワークづくりと情報交換
- ・ 事例検討を通じた地域における様々な福祉課題の抽出、協議
- ・ 地域に住むあらゆる人が自由に参加でき、身近に地域が抱える課題を話し合い、解決できる場 等

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 2025年度 運用スケジュール（全体イメージ）

2025年



3月31日まで、システムから入力シートの届出・提供はできません。

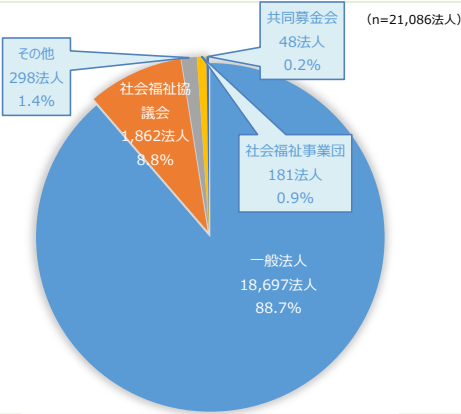
参考資料 6 - 1

現況報告書等の集約結果について（1）

※社会福祉法人電子開示システム（現況報告書（令和6年4月1日現在）等）データに基づく

1-3.法人種別法人数

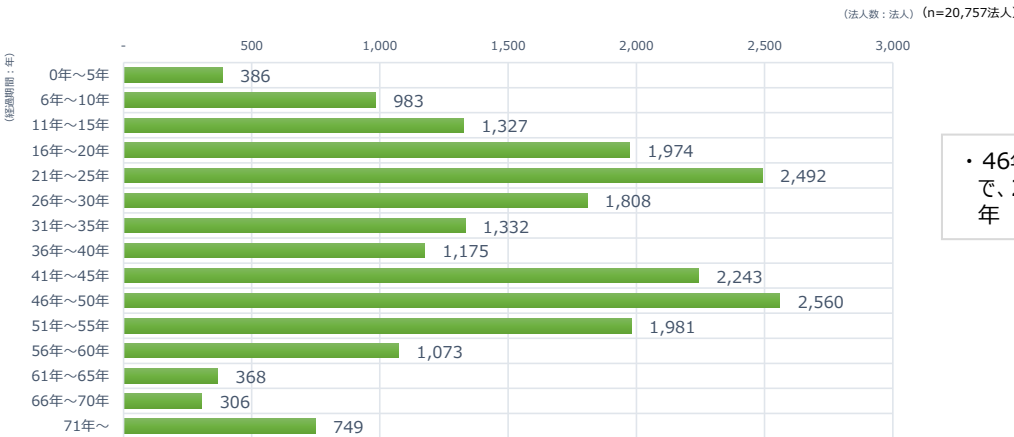
区 分	法人数
一般法人	18,697
社会福祉協議会	1,862
社会福祉事業団	181
共同募金会	48
その他	298
合 計	21,086



- ・社会福祉法人の所轄庁から登録のあった社会福祉法人（21,086法人）の基本情報に基づき、その法人数を「法人種別」に集計した結果である。
- ・一般法人（88.7%）が最も高く、次いで、社会福祉協議会（8.8%）、その他（1.4%）、社会福祉事業団（0.9%）、共同募金会（0.2%）と続いている。

「一般法人」とは、施設を営営する社会福祉法人。また「その他」とは、「一般法人」、「社会福祉協議会」、「共同募金会」、「社会福祉事業団」に該当しない法人である。

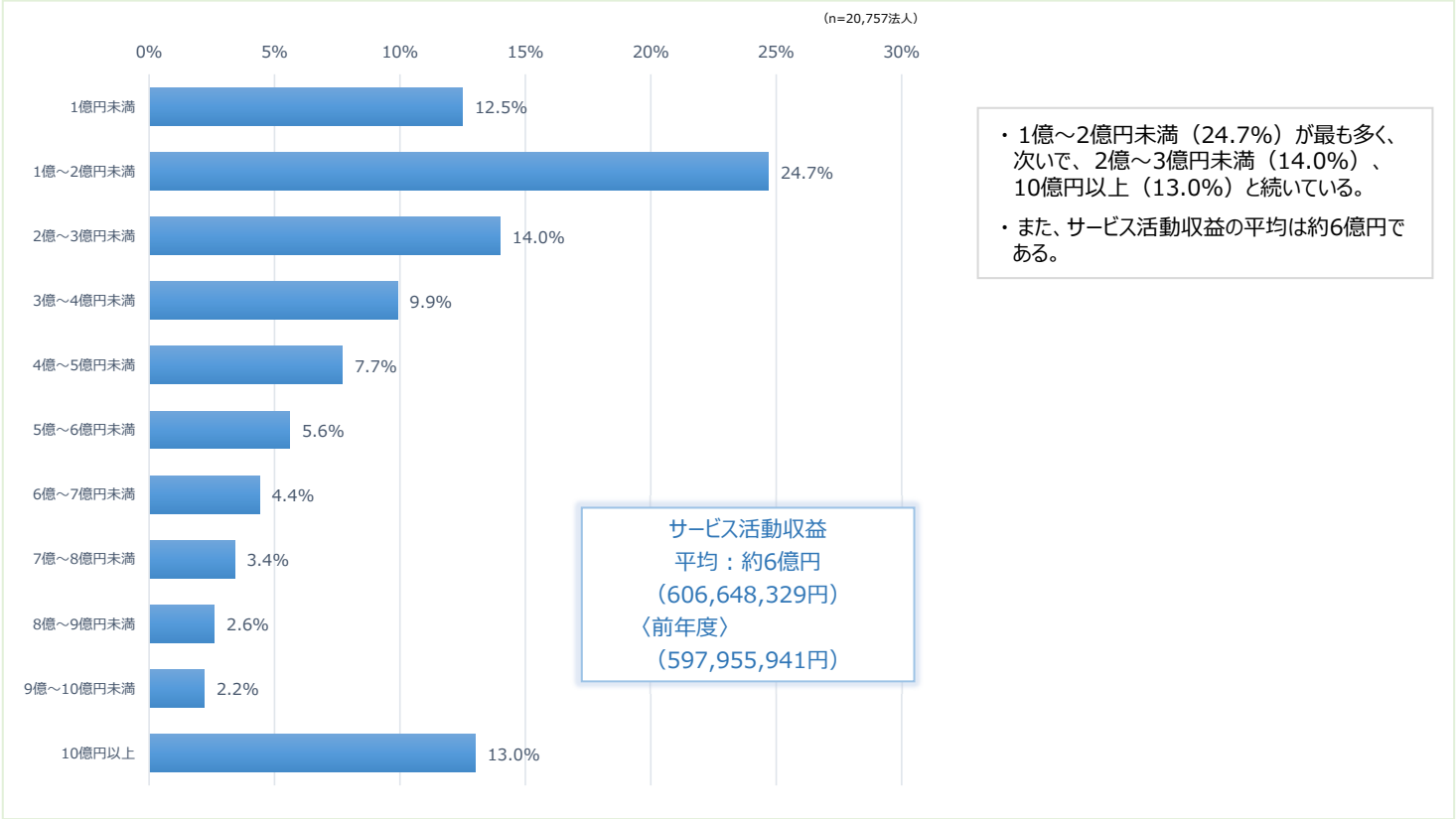
1-4.設立認可からの経過期間別法人数



- ・46年～50年（2,560法人）が最も多く、次いで、21年～25年（2,492法人）、41年～45年（2,243法人）と続いている。

2. 社会福祉法人の経営状況

2-1. 「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



(参考資料 7)

事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 1 6 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

海外事業を実施する社会福祉法人等へのモニタリングの実施について

経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を越える取引が容易になり、マネー・ローンダリングやテロ行為・大量破壊兵器の拡散活動への資金供与の手口も複雑化・高度化していることを踏まえ、現在、我が国においては、テロ資金供与に係る対策について、政府一体となって強力に対策に取り組んでいるところです。

社会福祉法人が海外で事業を実施する場合には、所轄庁の関与のもと適切に行われることが重要であり、「FATF 第 4 次対日審査報告書の公表等について」（令和 3 年 9 月 6 日付事務連絡）のとおり、社会福祉法人が海外においてテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないよう、行動計画を着実に実施していく必要があります。

行動計画において、リスクの高い法人に対する適切なモニタリングをしていくこととしていることを踏まえ、「社会福祉法人による海外事業の実施等について」別紙 1 第 2 の 3 の取扱い及びテロ資金供与に係る対策の好事例の周知について」（令和 4 年 12 月 26 日付事務連絡）において、現況報告書に記載された海外事業の事業内容により、テロ資金供与の活動に巻き込まれる危険性が高いと考えられる法人に対する状況の聞き取り・指導等の適切な対応をお願いしたところですが、より実効性の高いものとするため、海外事業を実施している社会福祉法人を対象にモニタリングの実施を下記のとおりお願いいたします。

また、社会福祉連携推進法人についてもテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないように対応する必要がありますので、定款、社会福祉連携推進方針及び現況報告書を確認し、海外業務の実績がある社会福祉連携推進法人を対象に、下記の社会福祉法人の取り扱いと同様にモニタリングをお願いいたします。都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対する周知と、とりまとめの上でのご提出をお願いいたします。

なお、今般の令和 6 年能登半島地震の影響により実施することが困難な場合は、当該地震への対応が落ち着き次第、実施いただくようお願いいたします。

記

1 モニタリングフローチャートの実施

- ・ 別添1（モニタリングフローチャート）により、追加アプローチの要（「資金移動」の項目に高リスクがある場合又は「海外パートナー」の項目に2つ以上の高リスクがある場合）・不要を確認してください。
- ・ 1法人で複数国において海外事業を実施している社会福祉法人においては、国ごとに実施してください。
- ・ 現在、海外事業を実施している社会福祉法人に対するモニタリングフローチャートの結果は、ファイル名に所轄庁名、法人名及び国名を入れ、複数国に渡る場合はファイルを分けていただき、3月29日（金）までに当課あて報告してください。また、新しく海外事業を実施する社会福祉法人についても、実施後速やかに報告いただきますようお願いいたします。

2 追加アプローチの実施

1で追加アプローチ要となった社会福祉法人には、別添2（リスク項目確認票）を送付いただき、追加アプローチを実施してください（対面、Web方式等形式は問いません。）。

追加アプローチの結果、テロ資金供与リスクの懸念がある場合（質問の回答で「いいえ」とされたもの）、改善に向けた取組について、社会福祉法人に指導いただきますようお願いいたします。

また、追加アプローチの結果（リスク項目確認票の回答）及びテロ資金供与リスクの懸念に対する指導を行った場合における当該指導内容について、改善するまでの間、定期的に当課あて報告いただきますようあわせてお願いいたします。

なお、現在、海外事業を実施している社会福祉法人で追加アプローチ要となった社会福祉法人については、追加アプローチを早々に実施いただき、ファイル名に所轄庁名、法人名及び国名を入れ、複数国に渡る場合はファイルを分けていただき、5月31日（金）までに当課あて報告いただきますようお願いいたします（新しく海外事業を実施する社会福祉法人で追加アプローチ要となった場合も、適時、追加アプローチを行っていただき報告いただくようお願いいたします。）。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課法人経営指導係
電話番号 03-5253-1111（内線 2871）
E-mail syakaifukushi@mhlw.go.jp

モニタリングフローチャート

提出日：

法人名：

事業実施国：

について、記載・選択ください。

①該当性の確認

定款又は現況報告書に「海外事業」を掲げる
社会福祉法人が対象

国・地域の該当性確認

F A T Fの公表する
・ブラックリスト
・グレイリスト
に指定する国・地域 及び
・ロシア
で活動実績があるか。
(参考)
ブラックリスト
[High-Risk Jurisdictions subject to a Call for Action - October 2023](#)
グレイリスト
[Jurisdictions under Increased Monitoring - 27 October 2023](#)
※ 2024.2.16時点のものです。最新のものはHPで確認ください。

Yes

No

②チェックポイントの確認

1. 資金移動

現金の輸送又は国
外への送金を行って
いるか。

Yes

No

1-①. 資金移動手段

金融機関以外の利
用(現金の輸送など)
はあるか。

Yes

No

1-②. 証拠書類の保存

現金の輸送や国外への送金に係る証拠書類(資金が本来目的とした合法的
な用途に使用されたことを証明する書類)を保存しているか。

Yes

No

2. 海外パートナー

現地の団体や個人
とパートナーシップ
(契約)を結んでい
るか。
※ 海外パートナー
介護職種の技能実習生の
送出機関、福祉サービス
等に係る技術支援先の福
祉事業者 等

Yes

No

2-①. リストとの照合

海外パートナーの確認のために、財務省告示や国家公安委員会告示公表の
個人・団体のリストをはじめとする一定のリストとの照合を組織として行っ
ているか。
[※経済制裁措置及び対象者リスト](#) [※国際テロリスト等財産凍結法関係](#)

Yes

No

2-②. 法人形態等

海外パートナーについて、現地規制当局への登録有無や設置根拠となる法
令の確認等を行っているか。

Yes

No

2-③. 活動実績

海外パートナーについて、活動実績を確認しているか。

Yes

No

2-④. 海外パートナーからの会計報告等

海外パートナーに対し、定期的な事業報告や会計報告等を求めているか。

Yes

No

③リスク判定

Yes

No

Yes

No

Yes

No

Yes

No

Yes

No

④アプローチ

高リスクが、
1つでもあれば
高リスク判定

高リスクが、
2つ以上あれば
高リスク判定

追加アプローチ不要

リスク項目確認票

提出日：

法人名：

事業実施国：

について、選択・記載ください。

事 項	回答	改善に向けた取組（時期、内容）
1. 情勢		
① 事業を実施している国・地域及びその周辺におけるテロ行為の発生状況を確認していますか。		
（補足） ● 国際テロ情勢に係る動向を取りまとめている「国際テロリズム要覧」（公安調査庁）や、テロ情報を含めた各国の現地情勢を取りまとめている「海外安全ホームページ」（外務省）などの情報を踏まえて、事業の実施国・地域がテロ行為にさらされている地域やその周辺に該当するかどうかを確認することが重要です。 国際テロリズム要覧 海外安全ホームページ		
2. 資金移動 ※ 該当しない場合は「-」。		
① 現地で金融機関の口座からの引出しや経費の支出に当たっての手順を定めていますか。		
② 現金や金融機関の口座、その他の財産の管理方法を定め、定期的に確認していますか。		
③ 現地で目的外の資金等に悪用された（悪用される蓋然性が高い）場合の対応について定めていますか。		
④ 金融機関以外を利用した場合、職員の立ち会い等、着金の確実な確認のために対策を講じていますか。		
⑤ 現金の輸送や国外への送金に係る証拠書類（資金が本来目的とした合法的な用途に使用されたことを証明する書類）を保存していますか。		
（補足）※現地の法人での資金管理 ● 現地で金融取引や現金での支払い等を行う際の取扱い（引出しを行う者とは別の者からの承認を得る等）や口座の入出金の記録の保存、その定期的な確認等、口座からの引出しや経費の支出に当たっての手順をあらかじめ定めておくことが重要です。【①関係】 ● 資金（現金や預金）や帳簿の管理は1人に任せず、複数者で行ってください。また、実際の資産の管理状況と支出報告や帳簿との整合性を定期的に確認してください。【②関係】 ● 資金が悪用された（される恐れのある）場合、適切な対応を検討するための体制をあらかじめ定めておくことも重要です。【③関係】		

事 項	回答	改善に向けた取組（時期、内容）
（補足）※国外送金等 ● 金融機関等には、犯罪収益移転防止法または外為法により、テロ資金供与を防止するための規制が設けられています。社会福祉法人が資金を移動させる場合には、原則として、これらの金融機関等を利用してください。【④関係】 ● 紛争地域や被災地などでは、現金以外の利用が困難な場合もあります。現金の輸送や金融機関等以外の送金手段の利用は、一般にテロ資金供与の高いリスクを伴うため、例外扱いとしてください。【④関係】 ● 現金の輸送や金融機関等以外の送金手段を利用する必要がある場合には、これらを利用する者とは別の責任者が利用の承認を行うなど、法人内部のルールをあらかじめ取り決めておくことが重要です。その上で、現金の輸送や金融機関等以外の送金手段の利用は必要最小限の金額とするとともに、支出先の身元を十分確認してください。【④関係】 ● 社会福祉法人から海外の拠点（自法人の海外拠点や海外パートナー）への資金の移動について、資金の流れを証明する証拠書類を確認し、保管してください。【⑤関係】		
3. 海外パートナー ※ 該当しない場合は「－」。		
① 海外パートナーについて、テロリストやテロ組織との関わりがないことを確認していますか。		
② 海外パートナーについて、現地規制当局への登録有無や設置根拠となる法令の確認等を行っていますか。		
③ 海外パートナーについて、活動実績を確認しているか。		
④ 海外パートナーに対し、定期的な事業報告や会計報告等を求めていますか。		
（補足） ● 現地の介護職種の技能実習生の送出機関、福祉サービス等に係る技能支援先の福祉事業者等、現地のパートナーと連携することがあります。海外パートナーがテロリストやテロ活動につながりを持っていないか、資産凍結等の対象となっていないか確認することはテロリストの関与を避けるため重要です。【①関係】 ● また、海外パートナーがどのような法律に基づき設立され、現地の規制当局に登録されているか。その法律により、団体にはどのような規制が設けられているか、これまでどのような活動実績があるか、確認することも重要です。【②、③、④関係】 ● なお、海外パートナーの事業内容が漠然としている。海外パートナーからの提案に、未知の団体や新たに設立された団体への事業の委託が含まれている。海外パートナーの主要活動場所とされる住所に連絡がとれない。海外パートナーから現金での支払いを求められる。海外パートナー名義でない口座への振込や、海外パートナーの拠点もなく、事業も行っていない国の口座への振込を求められる。パートナーが異常なレベルの守秘義務を求めてくる。といった事例があった場合は社会福祉法人が悪用されるリスクが高い可能性がありますので、注意が必要です。【①、②、③、④関係】		
経済制裁措置及び対象者リスト		国際テロリスト等財産凍結法関係

○第三者評価の都道府県別等の受審数等

No.	都道府県	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	都道府県別 累計実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	28	14	24	57	13	26	42	26	31	20	38	18	20	417
2	青森県	5	19	34	12	19	26	14	11	22	20	18	13	15	20	15	10	13	9	9	304
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	28	19	24	19	15	15	18	15	17	9	8	11	13	327
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	6	3	13	24	18	20	27	13	21	15	10	20	18	221
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	7	6	8	14	2	6	17	13	9	18	7	9	14	140
6	山形県	0	2	2	1	4	2	3	0	5	11	0	5	15	9	2	9	8	7	10	95
7	福島県	0	0	3	8	9	6	3	3	15	17	8	13	24	10	13	13	9	8	13	175
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	0	0	3	23	1	9	20	14	19	21	13	15	19	171
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	8	8	29	26	31	21	29	29	18	23	15	25	25	329
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	4	7	10	9	8	8	11	12	5	7	5	8	6	158
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	17	27	34	46	39	48	55	43	58	47	53	67	78	739
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	56	35	71	77	107	95	123	87	116	119	107	154	160	1,515
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	2,358	2,613	2,762	2,891	2,990	2,970	3,191	3,245	3,572	3,608	3,694	3,949	4,003	52,135
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	170	180	225	173	274	333	397	330	312	322	371	421	335	4,529
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	23	10	14	22	9	37	32	23	23	5	19	20	20	309
16	富山県	9	18	7	4	2	6	0	2	4	4	12	7	8	6	7	13	6	7	10	132
17	石川県	0	42	38	32	21	13	11	6	8	23	2	6	14	3	15	6	11	12	8	271
18	福井県	0	3	2	4	4	5	4	6	8	9	9	11	12	8	12	8	2	9	9	125
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	5	6	6	6	2	5	6	1	3	6	3	2	7	89
20	長野県	2	15	9	29	16	15	37	24	19	39	41	34	58	77	74	24	31	46	43	633
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	15	17	22	18	23	29	37	38	35	25	32	37	27	415
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	12	15	30	39	31	43	36	46	47	16	23	32	38	631
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	85	92	95	105	100	124	136	126	135	105	114	151	176	1,835
24	三重県	19	7	13	13	13	8	6	9	26	18	12	39	34	31	31	18	7	27	16	347
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	3	3	4	14	12	10	18	11	8	15	9	13	21	154
26	京都府	80	115	254	185	192	207	197	216	221	262	268	301	244	249	259	226	224	233	237	4,170
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	50	72	85	151	86	100	137	100	89	74	101	112	158	1,616
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	41	32	71	104	57	72	123	70	62	63	57	64	78	1,118
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	1	1	4	11	1	3	12	5	5	7	4	5	5	71
30	和歌山県	0	0	2	10	4	2	2	2	3	15	5	3	12	5	0	8	8	2	9	92
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	28	19	32	42	25	29	53	44	46	36	40	35	52	584
32	島根県	0	1	4	1	2	1	5	1	3	5	2	6	22	9	25	13	8	15	11	134
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	0	3	6	18	7	16	25	14	16	12	16	15	37	188
34	広島県	0	0	0	1	16	21	12	15	32	34	12	27	34	35	41	44	42	36	47	449
35	山口県	41	39	25	14	10	14	14	5	15	14	12	23	18	9	21	17	7	16	12	326
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	3	1	5	14	0	3	12	3	4	10	4	7	8	86
37	香川県	0	0	8	2	5	5	7	6	6	7	4	4	7	1	3	1	2	4	2	74
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	14	17	42	18	11	23	47	16	27	14	11	33	15	324
39	高知県	0	2	1	3	1	0	0	3	5	6	3	5	6	3	6	6	1	6	7	64
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	6	9	21	45	13	28	33	14	17	31	17	32	31	333
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	0	1	1	16	2	4	6	2	6	5	5	6	7	71
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	8	12	18	22	28	17	21	21	23	29	10	25	27	296
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	28	50	53	47	63	30	42	40	33	17	23	33	17	591
44	大分県	11	14	18	14	6	7	11	6	8	18	13	9	25	9	10	16	9	8	8	220
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	4	5	7	14	8	5	10	15	9	5	5	8	10	108
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	7	1	6	40	22	24	23	14	34	18	16	25	26	281
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	3	5	7	12	4	5	11	9	6	22	17	22	17	151
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	3,344	3,598	4,132	4,619	4,423	4,664	5,298	4,923	5,340	5,156	5,235	5,819	5,919	77,543

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外

※平成24年度から、全国推進組織が認証する評価機関が評価実施した社会的養護関係施設の受審数を「都道府県集計」に合算して総括表(本表)を作成

○主な施設・サービス別の受審数・受審率と累計

区分	主な施設・サービス種別	令和5年度 受審数	全国施設数 ※1	受審率	令和5年度迄の 累計受審数
高齢者	特別養護老人ホーム	465	10,469	4.44%	8,683
	養護老人ホーム	35	932	3.76%	751
	軽費老人ホーム	27	2,330	1.16%	602
	訪問介護	64	36,420	0.18%	1,529
	通所介護	128	24,569	0.52%	3,741
	小規模多機能居宅介護	42	5,570	0.75%	1,122
	認知症対応型共同生活介護	504	14,139	3.56%	7,578
障害者	身体障害者療護施設 ※2	—	—	—	130
	身体障害者更生施設 ※2	—	—	—	61
	身体障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	88
	身体障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	87
	知的障害者入所更生施設 ※2	—	—	—	557
	知的障害者通所更生施設 ※2	—	—	—	167
	知的障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	20
	知的障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	369
	精神障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	1
	精神障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	16
	居宅介護	5	25,263	0.02%	53
	生活介護	183	9,508	1.92%	1,917
	自立訓練（機能訓練）	2	401	0.50%	21
	自立訓練（生活訓練）	8	1,583	0.51%	109
	就労移行支援	21	3,393	0.62%	247
	就労継続支援（A型）	44	4,429	0.99%	277
	就労継続支援（B型）	226	15,588	1.45%	2,339
	共同生活援助	423	12,281	3.44%	2,058
	障害者支援施設（施設入所支援＋日中活動事業）	171	2,575	6.64%	2,189
	多機能型	138	—	—	1,653
児童	保育所	1,894	23,561	8.04%	23,108
	幼保連携型認定こども園	117	7,126	1.64%	479
	地域型保育事業	30	7,516	0.40%	128
	その他保育事業	287	—	—	2,334
	児童養護施設 ※3	242	610	39.67%	3,202
	乳児院 ※3	61	145	42.07%	651
	児童心理治療施設 ※3	18	53	33.96%	173
	児童自立支援施設 ※3	33	58	56.90%	236
	母子生活支援施設 ※3	77	215	35.81%	1,057
	自立援助ホーム ※3	19	317	5.99%	131
	ファミリーホーム ※3	1	446	0.22%	10
	児童館	3	4,301	0.07%	58
	放課後児童クラブ	11	25,807	0.04%	36
	知的障害児施設 ※2	—	—	—	136
	知的障害児通園施設 ※2	—	—	—	55
	肢体不自由児施設 ※2	—	—	—	84
	重症心身障害児施設 ※2	—	—	—	66
	児童発達支援センター	20	703	2.84%	178
	医療型児童発達支援センター	5	91	5.49%	63
	児童発達支援事業	18	11,803	0.15%	128
	放課後等デイサービス	39	19,408	0.20%	220
	障害児多機能型	19	—	—	105
	障害児入所施設（福祉型）	24	243	9.88%	208
	障害児入所施設（医療型）	13	221	5.88%	103
厚生	婦人保護施設	3	47	6.38%	93
	救護施設	19	186	10.22%	379
他	その他 ※4	480	—	—	7,762
	合計	5,919			77,548

※1 全国施設数は、

「令和4年社会福祉施設等調査報告」（令和4年10月1日現在）、「令和4年介護サービス施設・事業所調査」（令和4年10月1日現在）、

「福祉行政報告例（令和4年3月末日）」「保育所等関連状況取りまとめ（令和6年4月1日現在）」における保育所数及び幼保連携型認定こども園、特定地域型保育事業数、

「令和5年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和5年5月1日現在）」の放課後児童クラブ数、

「社会的養育の推進に向けて（令和6年4月）」における児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、

母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム数を参照した

※2 平成24年度までの施設・サービス種別

※3 全国推進組織が認証する評価機関が実施した件数と、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数を合算して集計

※4 以下のものを含む。「短期入所生活介護」「福祉用具貸与」「高齢者・その他」「障害者・その他」「その他障害児支援」「児童・その他」「更正施設」「授産施設」「宿所提供施設」「その他のサービス・その他」

○都道府県別の受審数の内訳（運営主体別）

※令和5年度実績

No.	都道府県	公営	社会福祉法人※1	社会福祉協議会	医療法人	営利法人（会社）	特定非営利活動法人	日赤	社団・財団	協同組合	その他	合計
1	北海道	0	10	0	0	2	1	0	1	0	0	14
2	青森県	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9
3	岩手県	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	6
4	宮城県	0	8	2	0	1	0	0	1	0	1	13
5	秋田県	0	7	0	0	0	0	0	2	0	0	9
6	山形県	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
7	福島県	0	7	0	0	0	0	0	0	0	2	9
8	茨城県	0	0	0	0	3	0	0	5	0	0	8
9	栃木県	6	0	2	0	0	5	0	0	0	0	13
10	群馬県	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
11	埼玉県	15	19	0	1	0	2	0	1	0	25	63
12	千葉県	15	59	0	1	71	5	0	0	0	0	151
13	東京都	350	1,852	13	73	1,176	309	3	119	9	99	4,003
14	神奈川県	22	128	0	2	129	17	0	1	0	13	312
15	新潟県	0	18	0	0	0	0	0	0	0	1	19
16	富山県	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
17	石川県	0	4	0	0	2	0	0	0	0	0	6
18	福井県	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	9
19	山梨県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
20	長野県	16	23	0	0	0	0	0	0	0	0	39
21	岐阜県	10	10	0	1	1	1	0	0	0	0	23
22	静岡県	3	18	2	0	5	0	0	2	0	0	30
23	愛知県	14	82	1	0	38	0	0	2	0	9	146
24	三重県	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	14
25	滋賀県	3	10	0	0	1	0	0	0	0	0	14
26	京都府	2	153	16	8	24	13	0	9	1	4	230
27	大阪府	1	93	0	0	27	2	0	1	0	7	131
28	兵庫県	4	47	0	0	5	1	0	0	0	0	57
29	奈良県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
30	和歌山県	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
31	鳥取県	7	30	0	6	0	0	0	0	0	0	43
32	島根県	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7
33	岡山県	0	13	0	0	0	12	0	2	0	0	27
34	広島県	5	28	0	0	6	3	0	0	0	0	42
35	山口県	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6
36	徳島県	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
37	香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	4	6	0	0	0	0	0	0	0	1	11
39	高知県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
40	福岡県	3	13	0	1	0	0	0	0	0	0	17
41	佐賀県	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	3
42	長崎県	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17
43	熊本県	0	10	0	0	1	0	0	0	0	1	12
44	大分県	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3
45	宮崎県	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5
46	鹿児島県	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18
47	沖縄県	4	11	0	0	0	0	0	0	0	0	15
全国合計受審数		496	2,755	43	93	1,493	373	3	147	10	164	5,577

※1「社会福祉協議会」以外

※2 全国推進組織が認証する評価機関が実施した社会的養護関係施設の342件は含まない

参考資料 9

〇都道府県運営適正化委員会における苦情受付件数（平成12年度～令和5年度）																											(件)
都道府県	令和5年度			令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度	16年度	15年度	14年度	13年度	12年度	累計
	初回	継続	計																								
北海道	194	80	274	226	144	137	138	124	160	163	149	139	146	117	140	89	107	106	85	93	69	62	49	46	51	8	2,822
青森県	2	24	26	26	28	29	30	27	36	36	53	56	46	50	40	41	36	26	27	34	36	25	23	18	21	0	770
岩手県	4	25	29	41	39	42	48	51	60	62	30	26	33	20	10	15	26	17	36	23	36	33	28	20	18	4	747
宮城県	32	3	35	40	35	44	42	33	40	50	38	46	50	42	53	33	55	77	48	62	48	28	41	15	8	6	969
秋田県	7	12	19	19	21	43	26	33	27	27	41	29	32	27	30	37	29	28	23	47	35	60	69	56	15	4	777
山形県	43	9	52	80	49	61	68	31	50	31	28	27	52	18	28	20	22	32	24	15	21	37	36	21	13	5	821
福島県	55	29	84	77	71	66	58	48	38	35	35	41	33	35	31	38	44	57	55	36	28	25	32	13	11	1	992
茨城県	97	43	140	130	142	138	105	78	68	66	64	53	64	58	55	84	69	14	16	20	22	24	31	37	18	3	1,499
栃木県	60	19	79	69	67	84	65	64	50	46	48	32	45	34	29	43	41	54	55	39	48	34	47	26	32	3	1,134
群馬県	41	20	61	46	49	48	45	62	49	26	35	34	36	26	35	55	39	46	51	42	40	39	41	48	10	3	966
埼玉県	90	62	152	41	29	27	45	56	53	68	65	83	57	60	81	88	42	53	92	79	109	105	113	68	57	39	1,662
千葉県	76	125	201	222	301	272	299	233	250	271	290	252	260	244	161	147	93	114	109	107	135	101	129	57	65	24	4,337
東京都	769	21	790	804	946	433	804	753	654	789	819	889	760	766	438	395	398	431	377	320	410	308	229	90	59	5	12,667
神奈川県	146	53	199	169	171	133	136	130	120	122	131	154	107	95	94	100	95	87	86	90	101	75	85	77	73	36	2,666
新潟県	17	0	17	6	6	13	44	46	39	48	65	69	72	70	61	39	39	33	44	53	40	37	33	27	23	2	926
富山県	16	9	25	16	15	9	5	25	18	22	24	33	21	18	7	7	9	16	35	16	12	20	23	10	7	0	393
石川県	12	0	12	12	12	7	25	22	19	22	25	25	28	12	19	31	20	24	14	16	14	9	11	11	11	4	405
福井県	26	0	26	26	14	18	28	29	32	24	28	27	33	45	34	34	26	18	34	37	25	38	29	7	17	6	635
山梨県	13	0	13	9	15	21	7	14	13	8	10	9	6	9	18	8	12	11	7	8	4	10	5	14	9	0	240
長野県	25	26	51	48	45	69	50	56	62	54	56	44	69	63	40	57	63	55	50	54	61	47	25	28	36	18	1,201
岐阜県	65	0	65	75	58	88	92	108	71	43	55	39	55	44	24	18	33	35	27	32	38	38	32	25	21	1	1,117
静岡県	114	1	115	97	75	61	75	72	71	31	73	53	28	34	30	35	57	54	73	59	64	42	14	22	6	0	1,241
愛知県	263	83	346	268	163	227	191	176	187	158	176	161	155	122	118	125	89	87	90	70	86	72	56	60	67	28	3,278
三重県	77	80	157	154	137	144	127	114	118	123	132	110	84	70	65	50	37	35	14	16	22	27	50	19	30	8	1,843
滋賀県	3	0	3	13	45	21	18	21	37	24	37	39	23	14	26	21	25	33	41	41	42	44	34	35	56	35	728
京都府	119	27	146	135	158	191	264	161	97	109	196	148	99	113	135	108	82	70	63	77	63	78	65	40	27	3	2,628
大阪府	530	0	530	533	500	549	490	450	416	456	334	280	264	275	249	204	214	198	202	185	183	166	261	235	151	25	7,350
兵庫県	223	4	227	249	234	216	227	225	183	184	139	84	154	137	91	82	65	77	59	83	67	78	82	42	31	35	3,051
奈良県	13	12	25	9	18	18	28	29	34	34	57	39	48	50	38	30	27	32	15	24	16	26	18	18	13	5	651
和歌山県	6	0	6	11	7	5	34	28	26	30	33	28	35	25	26	43	41	33	48	55	44	40	22	24	11	7	662
鳥取県	50	0	50	36	55	53	41	45	46	28	30	34	110	48	31	23	22	15	22	37	23	29	11	11	12	1	813
島根県	16	0	16	25	16	15	15	19	17	27	18	21	24	21	22	14	16	24	21	24	24	40	66	31	16	5	537
岡山県	15	40	55	82	67	29	33	24	41	34	44	25	25	13	26	33	33	17	27	27	46	31	27	25	20	13	797
広島県	0	33	33	23	26	27	32	42	99	80	75	73	49	46	27	6	21	25	35	36	44	49	46	33	41	12	980
山口県	100	4	104	74	71	74	94	95	91	59	60	50	59	37	33	34	31	39	36	29	38	28	28	48	61	34	1,307
徳島県	22	0	22	27	32	28	26	22	21	55	28	33	33	19	21	11	17	40	21	20	26	26	28	29	29	0	614
香川県	55	0	55	74	60	35	41	32	38	32	37	27	12	13	14	18	25	33	30	20	33	35	31	26	25	18	764
愛媛県	47	0	47	37	28	31	25	26	13	16	27	18	24	18	24	29	20	51	39	54	44	41	37	38	20	14	721
高知県	17	6	23	5	2	6	8	8	23	23	21	25	38	13	24	20	15	16	15	21	18	14	36	23	12	8	417
福岡県	361	24	385	384	350	366	323	319	273	249	239	220	260	166	156	124	121	119	116	112	110	101	88	47	35	12	4,675
佐賀県	23	5	28	32	32	14	45	45	43	43	39	25	11	6	17	12	10	14	13	15	12	28	29	14	7	2	536
長崎県	75	0	75	69	64	44	23	24	30	44	32	34	33	45	40	53	48	41	66	66	39	42	65	16	16	6	1,015
熊本県	77	8	85	83	64	81	49	71	69	69	59	76	45	30	32	51	41	56	58	66	53	49	28	13	4	5	1,237
大分県	48	1	49	51	86	68	53	36	45	38	16	42	40	36	45	26	27	28	27	23	28	11	23	18	20	3	839
宮崎県	35	0	35	33	25	35	27	22	24	12	28	19	37	27	12	15	6	10	5	23	39	29	18	13	11	1	506
鹿児島県	99	8	107	84	99	98	86	73	78	91	50	47	35	46	53	49	28	32	45	49	15	37	14	12	10	7	1,245
沖縄県	72	25	97	103	104	129	107	99	88	81	71	73	60	53	62	58	30	41	42	60	60	46	44	36	29	2	1,575
合 計	4,250	921	5,171	4,873	4,775	4,347	4,642	4,301	4,117	4,143	4,140	3,891	3,790	3,330	2,845	2,653	2,446	2,554	2,518	2,515	2,571	2,364	2,332	1,642	1,335	461	77,756

※累計は平成12年度～令和5年度